

県民文化の振興をめざして

新潟県の文化行政

南 義 昌

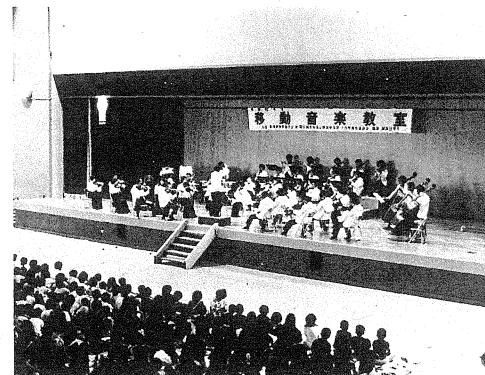
(新潟県教育厅文化行政課長)



新潟県教育委員会は、昭和五十年度に第三次長期総合教育計画を策定し、その中で文化行政については「県民文化の振興」という基本方針を掲げ、積極的にその推進に努力してきた。これは本年度でその最終年度を迎えるが、この間予算規模からいえば、五十年度対比で実に四倍の伸びを示した。このことは文化行政に対する需要がいかに高まつたかを示すものではあるが、達成目標からいえば、その成果は必ずしも十分なものとはいえない。幸い、今年度は引き続き第四次長期総合教育計画の策定が行われるので、地方文化の時代が叫ばれるなか、新たな視点に立って八十年代の本県文化行政のあるべき姿を展望すべく検討を進めているところである。

しかし、同計画においても、基本的な考え方としては、社会の急激な諸情勢の変化に対応できるよう

県及び市町村の行政組織・体制の確立と充実に努めるとともに、県民一人ひとりが優れた芸術作品に触れて群馬交響楽団による演奏会を開催し無料招待し



— 25 —

れ、文化財に親しむ機会を広げること、さらに進んで新たな文化の創造に積極的に参加することにより心豊かな充実した生活を送れるよう行政を進める」とあり、芸術文化行政と文化財保護行政の総合的な推進と展開を図っていきたいと考えている。以下、その施策の概要について述べる。

芸術文化活動の振興

豪雪地帯や山間僻地を多く抱えるという厳しい条件のなかで、広く県民に親しまれる芸術文化行政を進めるため、鑑賞活動の充実、参加活動の促進、芸術文化団体の組織化、公立文化施設の整備・活用の四つを重点施策としてその推進に努めている。

(1) 鑑賞活動の充実

(一) 移動音楽教室 音楽鑑賞の機会に恵まれない

僻地の小・中学校の児童・生徒を対象に、五ヵ年計画で群馬交響楽団による演奏会を開催し無料招待し

ている。感想文集「豊かな心」という冊子には、初めて聞く生演奏の迫力に感激を吐露した作文が多い。

五ヵ年で合計六万五千人を招待する予定で、今年度はその第四年次である。

(二) 県芸術祭特別公演

この事業は中央の室内樂を県内四か所で公演し、一般を対象に無料招待するもので、昭和四十八年以来毎年行っている継続事業である。公立文化施設のない市町村を中心て実施することにより、文化会館等建設の刺激剤にもなっている。

(三) 県民音楽劇場

県内のアマチュア合唱団や交響楽団等の団体育成と鑑賞機会の充実を図る目的で開催するこの事業は、昨年度から新潟交響楽団によるオーケストラ公演を県内一会場で実施している。

地域によっては地元の合唱団と共に演し、演奏会を盛り上げ、地域文化の向上に貢献している。

(四) 文化庁の巡回公演等 中央の舞台芸術の鑑賞

機会に恵まれない当県としては、低料金で優れた舞台芸術を鑑賞できる文化庁の移動芸術祭・巡回公演を積極的に導入している。

昨年は移動芸術祭の集中県として祝典を行った。

祝典は第一部が式典、第二部が「郷土芸能まつり」

で、ごぜんの小林ハルさんや佐渡の鬼太鼓等を招き、なかなかの盛況であった。今年度も巡回公演は、春、秋で九公演を予定している。

(五) 美術鑑賞

新潟県美術博物館では、美術史上高い評価を受けている県出身作家の秀作収集に努めているが、幸いここ一、二年、資料収集費が大幅増となつたので、横山操・村山徑・笹岡了一・富岡惣一郎らの力作を集め、特別展等で一般公開している。

県美術展は今年で三十五回目を迎え、新人登龍門として年々充実してきており、県内六会場を巡回している。また県高校美術展も十四回目を迎え、県内三会場を巡回し、広く美術鑑賞機会の拡充を図つてゐる。

(六) 参加活動の促進

(一) 県芸術祭 総合的な参加活動の場として重要な役割を果たしている県芸術祭は、創始以来十四回となるが、主催・共催部門を合わせて十二種目を実施している。昨年度から高校部門として演劇・合唱・邦楽・美術・文芸の五分野を実施している。

高校部門については、年々種目増を図り、将来は高校芸術祭として独自に開催する方向で施策を進めているところである。

は雪に閉ざされた冬の仕事として婦人たちに支えられた伝統の技術である。

民俗文化財は、本県がその宝庫といわれるようになつたので、横山操・村山徑・笹岡了一・富岡惣一郎らの力作を集め、特別展等で一般公開している。

県美術展は今年で三十五回目を迎え、新人登龍門として年々充実してきており、県内六会場を巡回している。また県高校美術展も十四回目を迎え、県内三会場を巡回し、広く美術鑑賞機会の拡充を図つてゐる。

次に史跡では、戦国の英雄上杉謙信の居城であつた春日山城跡や、小滝川原産のヒスイを用いた繩文中期の硬玉遺跡として知られる長者ヶ原遺跡などがあり、さらに名勝・天然記念物では、変化に富む海岸美と貴重な学術的価値とで知られる佐渡海府海岸及び小木海岸などが代表的なものである。昨年暮れ、成鳥捕獲の方針が打ち出された特別天然記念物トキの行方も注目されるところである。

市町村指定についても最近増加の傾向にあり、その数は一、三〇〇件をこえているが、今後、歴史資料や無形文化財、民俗文化財の指定が積極的に行われるよう期待している。

(七) 各種文化財調査の実施

本県では、文化財の適切な保護・保存に資するため、各種の調査を実施しているが、以下のうちの代表的なものを取り上げる。

(一) 文化財総合調査 昭和二十九年以来、毎年県単事業として実施されているものであるが、本年度で二十一回目を迎える。特定の地域(生活文化圏)を選

(二) 芸術文化活動講習会 参加する文化活動推進のためには、指導者養成が急務であるが、当県は例年演劇講習会を県内四会場で、合唱講習会を一会場で実施している。将来はさらに種目増を図り、指導者の普及・向上は、民間団体の活力に期待するところが極めて大きい。県内には十名以上の芸術文化団体が二、三〇〇余り組織されているが、それらが互いに横の連絡を持ち、情報交換や発表会を開催する機会はない。

(三) 芸術文化団体の組織化と活動促進 芸術文化協会の組織づくりの方向を見いだし、芸術文化振興策について研究協議することにしている。

(四) 公立文化会館等の整備 最近、市町村の間に公立文化会館を建設する動きが高まっている。こうしたなかで、県としても広域生活圏(十二圏)に一館ずつの配置を考え、国・県の助成措置を講じているが、まだ三広域生活圏には建設されていない。

公立文化会館は、将来、地域における文化活動の拠点として、ますますその重要性を増すことが明らかである。それだけに規模別・機能別の各種施設がそれぞれバランスのとれた配置で建設されることは必要で、その点適切な指導が望まれることである。

そこで今年度は、県芸術文化振興会議を新規に開催することにより、市町村文化協会及び種目別県連芸術文化団体の組織化を促進するとともに、県文化協会の組織づくりの方向を見いだし、芸術文化振興策について研究協議することにしている。

(五) 文化財保護の充実 公立文化会館を建設する動きが高まっている。こうしたなかで、県としても広域生活圏(十二圏)に一館ずつの配置を考え、国・県の助成措置を講じているが、まだ三広域生活圏には建設されていない。

公立文化会館は、将来、地域における文化活動の拠点として、ますますその重要性を増すことが明らかである。それだけに規模別・機能別の各種施設がそれぞれバランスのとれた配置で建設されることは必要で、その点適切な指導が望まれることである。

(六) 指定文化財の現況 本県には国指定文化財一二九件、県指定文化財一

び歴史・美術工芸・民俗・考古・地質・生物などの各部門が共同で総合的に実施する調査である。これは地域に潜む文化財の発見と価値づけに主眼があり、当該地域の文化財保護に果たしている役割は大きい。

(七) 無形の民俗文化財記録選択調査 民俗文化財の宝庫といわれながらも、社会生活の変化とともに衰減または変容の恐れがあるものが多いので、昭和四十九年度から県単事業として実施しているものである。これまで調査対象として取り上げられたものに、奥水・石油関係資料、定期市、越後の杜氏と酒男、新潟県の昔話伝承者、佐渡の小獅子舞、越後の風流獅子踊り、越佐の小正月行事などがあり、新潟県民俗学会に調査を委託し実施している。調査報告書もその都度刊行しているが、幸い好評をもって迎えられている。

すでに昭和四十六年に文化財保護指導員制度を設置してパトロールを実施し、成果をあげている。他方、昭和五十一年から遺跡詳細分布調査を計画的に継続実施することにより正確な遺跡台帳の整備に努めるとともに、「新潟県遺跡地図」(これまでに三回改訂、昭和四十三年・七万五千分の一、五十年・五万分の一、五十五年・三万分の一)の作成、及びその補訂、整備作業を進め、遺跡の周知徹底を期している。

ところで、最近、本県でも上記の遺跡に係る土木工事が盛んで、上越新幹線、北越北線、北陸・関越高速自動車道、長岡ニュータウン建設、圃場整備事業等の大規模な公共事業が多数計画・実施され、こ

四九件、計三八八件の文化財がある。その上限は縄文時代早期にさかのぼり、下限は明治時代に及んでいる。

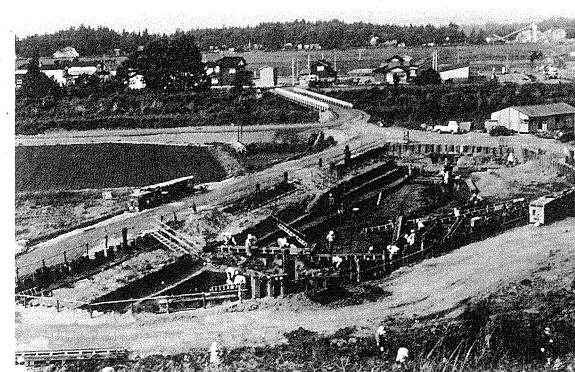
このうち建造物では、江戸後期の笛川家、日黒家、渡辺家、市島家など旧地主階層の豪壮な住宅が特筆すべきものとしてあげられる。また明治洋風建築でも、和洋折衷の特徴ある旧新潟税関廈と県議会旧

議事堂があり、ともに全国的にも例を見ない建築にして貴重である。さらに書跡では、近世の僧良寛の遺墨があげられよう。その清らかにのびのびと自在に躍動している書は、現代人の心を打つものがある。

無形文化財の工芸技術「小千谷縮布・越後上布」



新潟県議会旧議事堂(新潟県政記念館)



鶴巻田遺跡の発掘調査(柏崎市大字上方)

文化の創造と継承のために

富山県の文化行政

成瀬 弘生

(富山県教育委員会社会教育部文化課長)



一、芸術文化の振興

(1) 施設の拡充整備

本県では、心のうるおいと暮らしのやすらぎを求める県民の要望にこたえ、置県百年記念事業の一環として、県立近代美術館を建設中である。その基本的性格として次の三点を目指している。

ア　だれもが気軽に訪ね、美に親しむいこいの場とする。

イ　郷土美術の歴史と伝統をふまえ、豊かな芸術文化を育てる。

ウ　二十世紀を志向する日本美術及び世界美術の流れをとらえる。

昭和五十六年七月に開館を予定し、現在その運営、管理体制の整備と充実を図るとともに、開館記念シリーズ展の企画、準備を急いでいる。また、本県美術の伝統性にあづける優れた作品、および二十世紀以降の流れを系統たててみるにふさわしい作品を鋭意収集中である。開館後は、美の発見と創造の場として、本県の芸術の向上、発展に大きな役割を果たすものと期待されている。なお、現在までの建設総事業費は約二億円、収蔵品は約一七億円である。

一方、市町村でも文化施設等の整備が盛んに進められている。日本海沿岸では、最も古い歴史をもつ魚津水族館は、移転新築の工事を完了し、全国でも最上クラスの規模の施設として、五十六年四月にオープンする予定である。このほか地域の特色を生かした市立博物館の建設計画が、県内の東部と西部の二か所で進められている。また、市町村の文化会館も五十五年度に一館、五十六年度には三館が開館する予定で、それ以後にも数館建設の計画がある。公立文化会館は、地域における文化活動の拠点として、極めて重要であり、規模別・機能別の各種施設がそ

はじめに

本県は、日本海に面し、本州のほぼ中央に位置している。形はちょうど蝶が翅をひいたよう左右対称をなし、東西九〇キロメートル、南北七六キロメートルと小さいながらよくまとまっている。古くは越の国と呼ばれ、七世紀のおり頃に越中となり、明治の廢藩置県以後、若干の変遷を経て、明治十五年五月九日、現在の富山県が成立した。昭和五十八年には、置県百周年を迎えることになる。

万葉の昔、大伴家持が「天離る鄙に名かかず越の中……」と詠っているように、太古の昔から奈良、京都など文化の中心から遠く離れ、文化不毛の地と見られてきたようである。それでも鄙は鄙なりに、その時代にふさわしい文化の花を咲かせていた。万葉の遺跡、立山信仰にまつわる文化遺産、平家の落人の伝説で知られる五箇山地方（岐阜県境にある平、利賀の三村）の合掌造り、そして民謡など往時の文化や風習が伝承され、今にその名残をとどめている。また、木彫の町として有名な井波町は、人口一万余りの田舎町であるが、日展審査員、会員、期待されている。

それぞれバランスのとれた配置で建設され、さらに恒常的かつ有効に利用されるよう、適切な指導が必要である。このように公立施設の建設には、促進剤の役割を果たす国・県の助成が必要であり、その確保に努めている。

(2) 創作・公演活動の推進

(一) 富山県美術展覧会の開催
三十五年間の伝統と、現在まで全国県展選抜展において、文部大臣賞の獲得十七回（全国二）を誇る富山県展は、着実な歩みを続けているが、本年度も、応募数一、三八五点、入選数六〇二点と史上最高を記録した。応募者の年代別・地域別の分布は、いつ



第35回富山県美術展覧会

その広がりをみせ、鑑賞者は二万人を越えた。これは県民の美術に対する欲求と関心の高さをうかがわせるもので、今後これらに応えるべく発展充実に努めたい。

(二) 富山県芸術祭の実施

芸術文化団体の総合的な参加活動の場として重要な役割を果たしている県芸術祭は、本年度第二十九回を迎えた。美術、音楽、舞台芸術、文芸、生活文化の五部門で、八月から十一月までの期間中に、県内二十九会場で盛大に開催中である。現在三十一年の芸術文化団体と鑑賞者を合わせ、約七万五千人の参加を予定している。

(三) 芸術文化団体の育成

芸術文化活動の推進には、民間団体の有機的組織化とその活発な創造的意欲の助長が極めて重要である。本県では、昭和四十七年に「文化の輪を広げよう」を合い言葉として、富山県芸術文化協会が創立され、以来、本県の芸術文化活動の中核として、活躍した創造的事業を続いている。当協会は、美術、音楽、舞台芸能、文芸、生活文化を包括した文化団体で、かつ作家を中心として、鑑賞者を含めた全国的に例をみないユニークなものとして注目されている。現在、各分野の芸術文化団体三十二を擁し、有力な芸術文化活動家を網羅し、個人会員三千五百人に達し、広く県民の支持を集めている。こうした活動を母体として、国際文化交流に貢献した優秀な芸術団体が輩出している。

県としては、芸術文化協会が、県と共に催して実施している次のような事業に対して約一千万円を補助し、その発展を助成している。

ア 県民劇場

ユニークな発想と企画によって、音楽、演劇、舞踊など各団体が、それぞれのジャンルを超えて一つの作品を創造し、現在までに二十二ステージ、観客



巡回県民劇場「三年寝太郎」(劇団文芸座)

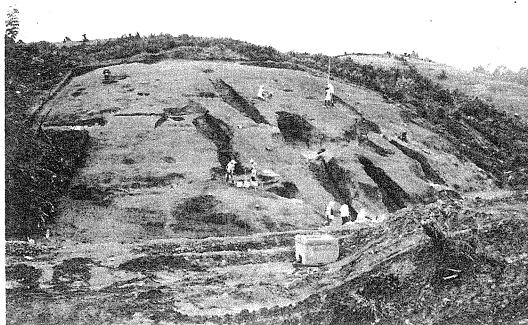
総数延べ二万人に及んでいる。

イ 青少年美術展

十二歳から二十歳までの青少年に美術作品発表の場を提供し、創造活動の推進に資している。今年度は、第五回を迎え、絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、写真の六部門で応募数七八〇点に及び、質・量ともに充実発展の一途をたどっている。

ウ 子どもフェスティバル

小学生以下の子どもたちの絵画、書の「展示部門」と、子どものための演劇、音楽、舞踊などの「演示部門」、そして、広く一般から募集する「創作童話部門」の三部門にわたり、児童文化の成果を発表し、優れた作品を選奨している。



流通業務団地No.7遺跡（小杉町）発掘現場 古墳時代後期の窯跡

(3) 芸術鑑賞機会の拡充

文化庁の移動芸術祭の三公演のほか、青少年文化センターの学校巡回劇場を七〇会場で開催する予定である。また、本県では、四十八年度から、県内の優れた文化団体によって上演されているオーケストラ、演劇、バレエなどを山村地区で鑑賞させるために、巡回県民劇場（年六会場）を実施している。

県内のすみずみまで文化を浸透させるため、地味ながら意義深い事業として将来も続けてゆきたい。

二、文化財保存対策

(1) 文化財総合調査

五十三年度から「歴史の道」の調査を実施している。第一年次「飛驒街道」、第二年次「北陸街道」、最終年次の今年度は「冰見街道・立山道その他」を調査中である。調査員各位の献身的な努力により、既に完成した二つの報告書は非常に好評で、入手希望者が殺到し、三〇〇部の報告書は、たちまちなくなくなった。このようによく県民の関心は極めて高く、調査結果をいかに活用するかが今後に残された大きな課題となっている。一方、五十五年度新たな事業として「近世寺社建築緊急調査」を実施中であり、約二〇〇棟の現地調査を終え、資料の整理が行われているところである。

(2) 文化財の保存と管理
本県では、国指定文化財七六件、県指定一八三件がある。本年度の保存管理事業の主なものは、重文建造物である元加賀藩の奥山廻役で、山林の取り締まりと監視の役割をもつ代官であった役宅浮田家（江戸中期の豪農民家の建築様式）の解体修理を三か年継続事業として着手したほか、源平伍利伽羅の合戦の折、木曾義仲が戦勝を祈願し、平家に大勝したことで有名な重文埴生護國八幡宮の屋根葺替工事を実施している。

三、埋蔵文化財

(1) 埋蔵文化財の発掘調査

本県における埋蔵文化財包蔵地は、現在一、六九九ヶ所といわれている。緊急発掘調査は、当初、昭和四十年代から盛んになった、ほ場整備事業が中心で「農民の生命か、文化財の保護か」で、県庁にむしろ旗が立つという事態もあつたが、ほ場整備事業は、五十年をピークに減少に転じた。昨年からは、高速自動車道開通、県民公園など大規模開発事業に伴う調査が主で、毎年一〇〇件に及ぶ調査を希望を前面に、事業関係機関との調整作業は、正に百家（課）に争鳴の様相を呈している。これらの調査は、県の専門職員十四名（うち二名は、町村派遣職員＝町村における文化財行政体制の整備強化を図るため、町村の要請に応じ、専門職員を派遣する制度で、派遣期間中の人件費は、町村が負担する。なお、市にあっては、原則として一名以上の専門職員を配置するよう指導している）、市町村職員九名の合わせて二十三名が、その任に当たっている。

(2) 保存と活用
重要な遺跡については、国の環境整備事業によつて公園化が図られている。既に完成したもの一か所、現在事業の進行中のもの二か所、今後予定されるるもの二か所となつていて。また、毎年発掘される三名が、その任に当たっている。

門職員十四名（うち二名は、町村派遣職員＝町村における文化財行政体制の整備強化を図るため、町村の要請に応じ、専門職員を派遣する制度で、派遣期間中の人件費は、町村が負担する。なお、市にあっては、原則として一名以上の専門職員を配置するよう指導している）、市町村職員九名の合わせて二十三名が、その任に当たっている。

(2) 保存と活用

重要な遺跡については、国の環境整備事業によつて公園化が図られている。既に完成したもの一か所、現在事業の進行中のもの二か所、今後予定されるもの二か所となつていて。また、毎年発掘される三名が、その任に当たっている。

(3) 保護思想の普及
埋蔵文化財に対する県民の理解を得るために、埋蔵文化財についての解説を行はほか、「生涯教育」の課程に組み込むなど、一応の成果は挙げている。一方、県内各地で、ほつぱつとはあるが、保護団体や、研究グループが結成され、独自の活動を進めていることは、誠に心強い限りである。郷土の遺跡を自ら探し、先人の文化遺産を理解して、愛護、奉仕する行動は、郷土愛に目覚めた実践として高く評価し、その心を大切に育てていきたいものである。

雪国の大工たち

石川県の文化財行政

中田宏策

(石川県教育委員会文化財保護課長)



している。
漆芸・蒔絵の松田権六、人形・衣裳人形の堀柳女、
金工・銅鑼の故魚住為栄、漆芸・沈金の故前大峰、
染色・友禅の故木村兩山、木工芸・指物の故永見晃
堂、漆芸・髹漆の赤地友哉の計七名を数える。

しかし、高度成長から安定成長へと転換していく
日々、精神的な充足感を求める人々が手づくりの工
芸品のよさを再認識し始めたとき、人間国宝が持つ
優れた工としての技と、次代を担う伝統工芸従事者
のそれとに大きな断層があることに気づく。

厳しい自然の中を耐え、育み、貯えてきた貴重な
資産を、物質文明の中に埋没させはならない。さ
らに技術の結晶を昇華させ、未来にわたって、世界
に冠たる雪国の工たちを生み出す土壤を護つてい
かなければならない。

この技術が、古来より、我が県は秀れた工芸を輩出している。
しかし、反面、この厳しい自然が故に、不足する
糧を補うために、長い冬の間、雪の下で手づくりの
技が磨かれたともいえる。
古来より、我が県は秀れた工芸を輩出している。
しかし、その気候は厳しい。
最高気温摂氏三〇度以上の日が年間で四〇日を削
り、日照時間も二、〇〇〇時間を大きく割る。また、
積雪期間が四ヶ月を越える。
この気候が、若狭湾まで伸びてきいた農耕文化
の北上を一頓挫させ、中世日本の農業が二毛作を展
開させせるようになる頃には、確実に裏日本的な地盤
沈下が見られ始めたといわれる。

高志國、越國、越前國から加賀國と能登國、そして石川県へ、我が県の歴史は、このような厳しい自然の制約のなかで展開してきた。
大陸文化受け入れの表玄関、あるいは大和朝廷の東北進攻の中継基地としての能登半島、白山信仰を基とする白山衆徒の神輿を動かしての強訴成功、旭将軍木曾義仲とともに京を果たした北国軍団、一向衆徒による加賀の能登半島、白山信仰を歴史的脚光を浴びたこともあった。しかし、厳しい自然の制約は、この地域の政治・経済を圧迫し、地域の中心から、地域を統治しさらに外部をも包含していくような勢力を育むことを拒み、概して、外部勢力



石川県立輪島漆芸技術研修所 全景

所が開設された。



「10年のあゆみ」展開催（西武百貨店池袋店）

の研修生が研修に励んでおり、講師に人間国宝の黒田辰秋先生を予定するなど、研修内容の充実を図っている。

(3) 県指定無形文化財展覧会開催事業

我が県の県指定無形文化財は、工芸関係のみで、能登上布・刀剣製作技術・九谷焼・加賀蒔絵・加賀友禅の五件であるが、このうち團体指定は九谷焼と加賀友禅である。

九谷焼技術保存会では保存会事業として、九谷焼技術の保存と開発向上を図ることを目的とする伝統九谷焼工芸展覧会を、指定された翌年の昭和五十二年度から開催した。

作品は、九谷焼工芸界から広く公募し、大賞・優秀賞及び入選作と会員作品を展覧する。この入選経歴は、保存会会員となる選考資料ともなり、伝承者養成事業にも繋がるものである。

県は、これに対し五〇万円の定額補助をしているが、今年度新たに指定された加賀友禅技術保存会が予定している展覧会も含め、昭和五十四年度以降、補助対象経費の七割を補助しつるよう財政当局と交渉中である。

以上、伝統工芸に対する主な助成を紹介させていたいたいが、もとより、限られた予算の中での県の助成であり、まだ傾注すべきことが数多くあると思われる。しかし、その成果は着実に現れてきているようである。

「日本伝統工芸展」は第二十五回を迎えて、関係者として喜びをひとしおものであるが、この二十五回展で、我が県から六十三名の入選者を出し、東京都を除いては、全国最高の入選者数となつた。特に漆芸部門では、最高賞二人に加え新人賞六人を送りこみ、実に入選者数二十名を数え、着実に雪国の人たちが層厚く、力強く育つていることを感じる。

なお、このような伝統工芸石川の気風は、県民の間に深く浸透している。

以来、昭和四十五年には、国庫補助を受けて新たに研修所が建設され、全国で唯一の独立校舎を有する研修所となり、昭和四十七年には県に移管されて、

石川県立輪島漆芸技術研究所となり、昭和五十年には、人間国宝赤地友哉先生の御指導のもと、漆芸科が増設され、昭和五十二年度末までに六十一名の卒業生を数えるに至つた。今年度はその十年のあゆみを記念して、十月～十二月、東京・金沢を会場として、講師・助講師・卒業生の作品を一堂に展覧した。

研修生は、基礎科目や、茶道等の一般教養まで幅広い。現在、研修生は蒔絵科十三名、沈金科十四名、髹漆科十三名の計四十名である。なお、研修生には一日千二百円の研修手当が支給される。

講師陣は現在、松田権六・赤地友哉両先生をお迎えしているが、これまでに故前大峰・故木村雨山・故永見晃堂・音丸耕堂の各先生方もお迎えした。また、講師陣を補佐していただくため、斯道の権威者三十一名を助講師として全国からお招きしている。

昭和五十二年輪島塗りは重要無形文化財の指定を受けたが、これを契機に、研修所に対し、より一貫して、その伝承者を養成するため、その技術の体現者である人間国宝の方々を講師に迎え研修を行つており、その事業費は年約三千万円(国庫補助二分の一)である。

昭和四十二年、地域の熱望のもと、人間国宝の松田権六・前大峰両先生の御尽力により、文化庁の助成を受けて、塗師の町輪島に、重要無形文化財蒔絵・沈金技術伝承者養成施設として、市立漆芸技術研修

漆芸関係以外の伝統工芸技術について、日本工芸会石川支部が中心となって、昭和四十四年、研修事業実行委員会を発足させ、県は実行委員会が行う理解と普及に努めたこともあって、今日では「文化の日の伝統工芸展」として広く県民に待たれるほどに定着し、観覧者数は今年度九千名を越えるに至っている。

(2) 伝統工芸技術伝承者養成研修事業

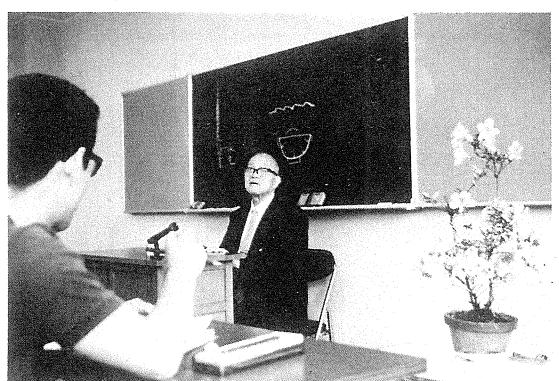
漆芸関係以外の伝統工芸技術について、日本工芸会石川支部が中心となって、昭和四十四年、研修事業実行委員会を発足させ、県は実行委員会が行う理解と普及に努めたこともあって、今日では「文化の日の伝統工芸展」として広く県民に待たれるほどに定着し、観覧者数は今年度九千名を越えるに至っている。

末尾にはなるが、このほか、我が県の文化財保護行政のうち、次の二点も特色として挙げられると思うので、付言しておく。

(1) 国においては、昭和五十四年度、指定文化財管理費を予算計上するようあるが、我が県では、昭和四十六年から既に、史跡・名勝・天然記念物に限られるが、その管理事業に對し、二分の一以内、一万円以上の補助を行つてある。その内容は、国及び県指定の史跡・名勝・天然記念物の、除草・清掃・施肥・雪取り・消毒・補修、その他管理に要する経費に対する補助を行つてあるものである。昭和五十三年度予算計上額は六三万円となつてある。

なお、来年度以降、国の予算との調整が必要であると考えている。

(2) 県指定文化財に対する県費単独補助事業の補助率は七割を原則としている。国のように補助事業者の経済状況を斟酌してといふことはないが、補助率としては高い部類に属するのではないかと思つてい



松田権六講師 授業風景

「文化のふるさとづくり」をめざして

—福井県の文化行政—

山口増喜

(福井県教育局文化課長)

九月一日から一月三〇日までの期間を定め、総合美術展、音楽コンクール、文学コンクールなどの名もとに県内各地で実施してきた。本年度は二六回目を迎えたがその催しも六四行事の多さにわたり、参加者も年々増加の一途を辿り関係者を喜ばせている。

福井県は、日本海沿岸のほぼ中央に位置し、かつての越前国および若狭国の境域からなっている「越前、山若水」といわれ、緑豊かな山々が連なる越前、三方五湖の清らかな水をたたえた若狭は、早くから大和文化、大陸文化の影響を受け、独特的な文化が息づいてきた。

古くから奈良、京都との交流が深く、「海のある奈良」ともいわれている。かかる歴史的な風土であるが、いまや県民の生活意識や価値観は、物から心へと変化をみせており、昭和五年、置県一〇〇年を迎えたのを機に「文化のふるさとづくり」を県政の基本テーマに掲げ、県内外の有識者による「文化のふるさとづくり懇話会」の提唱を受けて「文化のふるさとづくりビジョン」を策定した。

このビジョンの実現をめざすため、府内に「県民文化行政推進会議」を発足させ、県民文化室(企画開発部企画調整課内)が窓口となって、文化行政の総合的推進と、県民文化の高揚を図っている。文化という言葉は、人によりいろいろな意味で使



一 乗谷朝倉氏遺跡 復元された武家屋敷の主屋



一 乗谷朝倉氏遺跡 館跡

六人と二十七団体に贈られている。

二 文化財の保護と活用

(一) 文化財の指定・保護の体制

毎年にわたり福井県に在住する個人または団体で、文化・美術・音楽・学術等の分野に顕著な業績をあげ、県民文化の向上に貢献したものに対し、福井県文化賞(一件)、文化奨励賞(一件)を授与している。

毎年八月から九月上旬にかけ、県内の市町村教育委員会、高等学校長、大学学長、県文化協議会役員等による候補者の推薦を受け、福井県文化賞選考委員会による選考を経て教育委員会で決定している。

この制度は昭和二三年度より実施してきたが、現在までに文化賞が六三人と一団体、文化奨励賞が一

で、主要文化財調査と銘打つて古墳、城館、名勝、庭園、建造物などの調査を進め、保護と活用の充実を図っている。

(二) 文化財のパトロールの実施

本県には、国一四一件、国選択八件、県一二一件の指定文化財があるが、未指定物件でも重要なと思われる文化財については、現地調査を進めながら積極的に県文化財保護審議会に諮問し、優れた文化財の発見に努めている。

また、これら指定文化財の保存管理については、

国の助成に加え県費補助を行い、かけがえのない文

化遺産の保存に努めている。近年は、県指定文化財(美術工芸品の収蔵庫建設についても補助制度を設けて、保存の徹底を図ることとしている。

(三) 埋蔵文化財の保護

昭和四九、五〇年度にわたり埋蔵文化財の分布調査を実施して以来、年々若干の確認調査を行つて、現在約五〇〇箇所にも及んでいる。

これら遺跡のもつ価値を十分考慮し、それに応じて体系的に保存計画をたてることが現下の急務となつてきている。

また、各種開発事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の保護については、保存と開発との競合なしは調整が、これらのものもつ価値を十分考慮し、それに応じて

道路建設などの関係行政機関等との連携の強化をはかり、必要に応じて現地確認調査を実施して保護に努めている。

他方、これらの発掘調査体制づくりの強化も必要であり、そのため県教育委員会として、市町村教育委員会における埋蔵文化財発掘調査体制の確立、特に調査員の確保について強く要望しているところであるが、しかし一部の市ののみにこれらの調査員が配置されている現状であり、未配置市町村には早急な措置を講ずるよう指導している。

本県には、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡をはじめとする数多くの埋蔵文化財がある。特に朝倉氏遺跡については、昭和四二年度より昨年度までに約五七〇〇〇平方メートルの発掘

調査を完了し、約六三〇〇〇平方メートルの環境整備を実施してきた。

遺跡の発掘により、館や武家屋敷、寺院、町屋などが街路に面して整然と並んでいた町並の跡が検出され、戦国時代の城下町の実態がかなりあざらかになってきた。

また、環境整備の一環として昭和五七年度より武家屋敷の復元に着手し、すでにその主屋は完成したが、その他の附属施設の整備を急いでいて、五九年四月頃には一般に公開する運びである。

こうした遺跡の環境整備事業については、当初策定した遺跡整備計画とのずれはあるものの、多くの成果をおさめさせている。

本年度における埋蔵文化財発掘調査事業の主なも



県立博物館

のに、道路建設事業に伴う敦賀市吉河遺跡や福井市宿布古墳、農地基盤整備事業に伴う福井市和田地区など約一万平方メートルに及ぶ発掘調査を実施している。

また、河川改修に伴う鳥浜貝塚の発掘調査については、第五次調査（昭和五五年度～六〇年度）として約一〇〇〇平方メートルの調査を実施しているが、繩文時代前期の丸木舟や漆塗の櫛など貴重な遺物が数多く発掘され、今後の調査研究による全容の解明が待たれている。

(四) 方言収集緊急調査
近年県民の衣食住全般にわたり画一化、標準化がいや應なしに進行している中で、貴重な方言が県内各地で次第に失われつつある実情であり、これらの方言を収集記録して後世に保存するため、昭和五七年度より三年の継続事業として、国庫補助を得て県内五地点を選んで調査を進めている。

(五) 無形民俗文化財の保護

本県内に伝承されている無形文化財の中には、地域住民の生活様式の変化に伴い衰亡または形骸化のうきめにさらされているものが多く、その保存と伝承を困難にしてきており、これらの打開策の一助として、県民俗芸能大会を開催してきた。

この大会は毎年会場を県内各地に求め、六演目の芸能を公開し、その保護に力を入れてきており、本年度で十三回を数えている。

また、この大会の際には、二演目のビデオ撮りを実施し記録保存に努めてきたが、これらの芸能保存は、伝承者の養成が最も緊急かつ根幹をなすものであるため、外郭団体である県無形民俗文化財保護協議会に対し、昭和五二年度より補助金を交付して伝承活動の活性化を図る一方、これらに付随する小道具の補修費についても計画的に助成を行っている。そのほか、近畿、東海、北陸ブロック民俗芸能大

会などに積極的に参加し、多くの人々に理解と認識を深めることに努めている。

(七) 資料館、埋蔵文化財調査センター

昭和五六年八月一乗谷朝倉氏遺跡の近くに朝倉氏遺跡資料館を開設し、遺跡の調査研究を行うとともに、発掘された遺物や朝倉氏一〇〇年間の文化を物語る資料等を中心に展示し、その活用を図ってきており、開館以来約七万人の見学者が訪れている。

また、同一敷地内に県埋蔵文化財調査センターを開設し、当面する緊急発掘調査や、史跡環境整備の促進を図っており、とくに財政力の弱い市町村の調査指導に当たっている。

文化財の宝庫といわれている若狭地方の考古、歴史、民俗資料等の保存即活用を図るために昭和五七年一〇月、小浜市内に若狭歴史民俗資料館を開設した。全国的にもまれにみる鳥浜貝塚の出土遺物をはじめ、若狭地方ならではの優美な仏像に人気があり、開館以来約四万六千人余の入館者を記録している。

また、この資料館では企画展示室が設けてあり、文化財関係の企画展（二回）のほか、県立美術館の館蔵品展や、県総合美術展の移動展を開催するなど多目的な活用を図り、県民文化の地域格差の是正に努めている。

(八) 県立博物館の建設

本県の人文、自然両分野にわたる文化遺産を中心とした、関連する諸資料を活用する「生涯教育の場」としての県立博物館の建設については、昭和五五年四月より文化課内に県立博物館建設準備室を設置し、基本構想の策定にとりかかり、昭和五六年度から三年にかけて、約四〇億円を投じて建設事業に着手し、建物は昭和五八年九月末に完成。現在展示工事が進められているが、昭和五九年四月開館を目指して、目下全職員を挙げて諸準備に取組んでいる。

山梨県立美術館開館に当たつて

山口 善一

(山梨県教育文化課長)



りである。

〈建設までの経緯〉

近年、物質文化に対する反動として、心豊かな人間性を確立するための、様々な提言がなされてきた。特に、芸術文化が人間形成に果たす役割が強調される中でおこった県民の声に呼応して、文化施設を充実するための施策を強くすすめてきた。十一月に開館した「県立美術館」、現在建設中の「風土記の丘」、また眼下建設準備中の「県民文化ホール（舞台芸術を中心とする）等は、いずれも芸術文化を生涯教育の基盤に据えて、その精神性を培おうとする考え方で立脚して進められているものである。

県立美術館は、本県における本格的な博物館施設の最初のものとして計画された。「県民の美術館を」という声は、昭和三十年代当初より、民間の一つの運動として展開されてきた。その要旨は、次のとおり。

ターレ跡地を、全面的に美術館敷地として転換し、美術文化の中核としてふさわしい緑の環境を醸成し、憩いの場としての公園的性格をもたらせるものである。

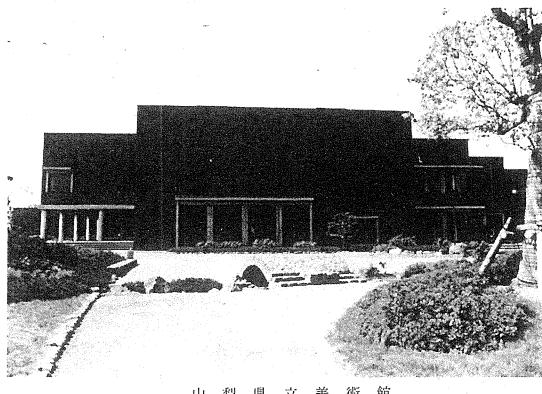
〈建築の基本構想〉

本県美術館の設計については、二つの視点がその基底になっている。

一つは、前述したような県民の要望に対するものとして、県展をはじめとする県民の創造活動の成果が発表できる展示室、教育普及の一環として、視聴覚機器等の諸設備を完備し、諸会合が開催できるスペース、さらに、基礎的な実技修得の機会を与え、実習ができることができる部屋等、一般県民にサービスできるエリヤを十分確保することである。その結果、建物の一階は管理部門を除き、全面的にそれらの機能を充足させるため、一般展示室・講堂・実習室等によつて構成した。

またもう一つの視点は、収集・展示・調査・研究等、本来の現代的美術館としての諸機能をみたためのすべての施設・設備を完備することであり、それらを二階に集中して配置した。その結果、常設展示室・企画展示室・収蔵庫・工作室・写真室等により一階を構成し、学芸を中心とした自由な活動により、美術館の機能が十分生かせるように配慮した。

さらに庭園は、前述のことく、緑濃い憩いの公園とともに、彫刻広場も設置し、屋外発表の場として提供するということが、その基本構想として提示さ



山梨県立美術館

れ建設された。

〈建築の概要〉

一 建設地 甲府市貢川二丁目四番一七号
二 敷地面積 約五九、〇〇〇m²
三 建物面積 六、八八三m²

(1F 三、七〇二m², 1F 三、一四一m², 屋階 四〇m²)
四 構造 鉄筋コンクリート造り一階建て
外装 灰器質煉瓦

五 建設費 約一七億二、五〇〇万円
(1, 七七七m²)
六 主要室面積

展示部門
常設展示室(二室) 八〇一m²

企画展示室(三室) 九七六m²

収蔵部門
収蔵庫(三室) (七一九m²)

芸術教育活動部門
一般展示室(二室) 五六四m²

講堂(映写室等を含む) 五五m²

実習室(準備室等を含む) (九四一m²)

他 一般展示控室・一時保管庫等 一八五m²

管理部門
館長室、応接室、事務室、学芸員室、図書室、

会議室、印刷室、調査研究室、工作室、写真室、荷解室、消毒室、休憩室、警備員室、倉庫、機械室、他

その他 (1, 五七七m²)

喫茶コーナー、ロッカールーム、便所、エン

ランスホール、ロビー、他

以上が建築の概要であるが、設計は前川国男建築

設計事務所、建築工事は大成建設、庭園造成にはコソサルタントとして流政之氏がこれにあたり、山梨の風土にふさわしい、またある意味では、新しい都市環境を造成する先鞭としての価値をもつことを意図して、建設してきたものである。

とを決定した。

民間側では、美術・書道・写真の三部門の各団体が、『美術館建設促進期成会』を結成し、街頭署名運動やチャリティーエキシビションによる建設基金寄付などをし、また地元新聞社も同様チャリティーエキシビションを行なうなど、県内全域に建設の気運をもりあげる一方、行政側でも、調査・基本構想・基本設計等、民間に呼応する形で着々とその準備体制をととのえていった。

このように、本県の美術館建設の特色は、行政の一方的な考え方だけでなく、当初から民間と提携する中で、その基本理念をふまえて構想され計画されてきたことにあろう。

〈建設地と都市構想〉

美術館の建設地をどこにするかということは、大きな課題であった。現在地(都市中心部より南西方向約4キロメートル)に決定した最も大きな理由は、県都甲府の将来的都市構想へ発展させようとする意図によるものである。旧来の「都市一核」という都市に対する概念を破り、核の周辺配分と都市構造上のそれを集中保存・管理をすることは急務である。

以上の各項は、県民美術文化の体系確立とその向上をめざすために、どうしても必要であるというこ

とを確認し、民間と行政とが一体となり、置県百年記念事業の一環として、当初総合博物館の検討をし

たが、その後、美術館を先行させ強力に推進するこ

とを決定した。

建設地は、五九、〇〇〇平方メートルの旧緑化セン

〈機能〉

本県美術館は、前述のごとく本県における最初の本格的博物館施設であるため、県民がこれに期待するものは非常に大きなものがある。

社会教育、特に生涯教育を重点施設にとりあげている現実の中で、旧来の県民性の中に新しい精神性を培い、心豊かな人間形成を果たすための中核となる施設である。

このことは、この館の機能が、一般社会人のみを対象とするだけでなく、特に学校教育との密接な関連をはかる中で、積極的に芸術教育の普及活動をし、幼小児より老人に至るまでの幅広い各層に視野を広げ、その人間性の変革をおしあらうとする意図をもって考えられているからである。

県民のすべてが、自由に参加し活用できる「開かれた美術館」というテーマのもとに、この美術館は計画され建設された。今後の運営もこの基本理念をふまえて実施されるものである。

〈資料の収集〉

本館の資料収集の方針は、地方公立美術館という基本的性格にもとづき、二つの方向によって決定された。

その一つは、地方美術文化の拠点であるという意義づけから、本県の美術を語るに必要な体系を確立するため、その資料を収集することであり、もう一つは、社会教育の公的機関であるという立場から、国内外に広く視野を広げ、人間形成・教育に必要な資料を体系的に収集することである。さらに、近い将来隣接して建設する予定の博物館との関連の中で、収集の対象を主として「近代美術」とすることとしている。

1 山梨の美術文化体系の確立

過去、本県ではなしえなかつた美術文化の体系を確立する上で、

〈館活動と外郭団体〉

してのミレーに対する認識から生まれたものであつて、まずミレーとその周辺を出发点とし、現代美術に至るまでの系譜を追究するという意図の中で行われたものである。

資料の収集は、もちろん積極的に行うが、その理想には限界がなく、長い年月をかけて徐々に実現できるものであると考える。

また先ごろ、県ボランティア協会が「美術館ボランティア」を県民に呼びかけたところ、予想以上の

応募者があつた。その奉仕の考え方はまちまちであると思われるが、いずれも「私たちの美術館」という意識、願望久しかった美術館を私たちの手で、とうやく県民の意識のあらわれだと思われる。開館時は「美術館協議会」という名称で組織され、鑑賞に対する助言、誘導、案内、その他多角的な協力が得られた。西欧の先進国および国内各美術館の前例を研究し、県民の協力・奉仕の精神をよく全うできるよう検討中である。

〈まとめ〉

わが県の文化行政の中で、今回は十一月三日に開館した「県立美術館」に焦点をあてその概要を述べた。

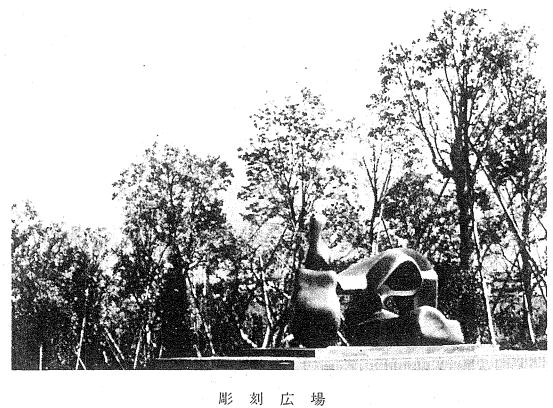
わが県の文化行政の中で、今回は十一月三日に開館した「県立美術館」に焦点をあてその概要を述べた。

第一の「県民の声」については、県民各層の代表者による「美術館協議会」を組織し、すでに発足した。学校教育・社会教育・学識経験者等による発言は、館の主体性を確立する上で貴重な提言をし、県民とともに歩む美術館像を浮き彫りにしてくれるものであると信じている。

第二は、美術館活動を少しでも身近にし、生活の中にある美術館」という認識を広めていく意味で、美術爱好者の会を組織することである。美術文化の普及、生活のすみずみにまで行きわたる美術、をめざして、会員には可能な限り便宜をはからうとする考え方方に立つて実施するものである。

（おわりに、建設にあたつていろいろとご指導いたしました。）

だいたい、文化庁はじめ各県文化課、美術館および関係機関の方々に厚くお礼申し上げる次第です。



場 幅 彫 刻

(一) 史的な体系の中で一つの典型としての価値を持ち、重要な役割を果たしてきたと評価される作家の作品、

(二) 現在は史的に埋没しているが、調査・研究・収集・展示等により、その個性が浮き彫りにされ、芸術的な再評価が得られると確信できる作家の作品、

(三) 未来への展望をする中で、将来的な価値の可能性が見通される作家の作品、

等を集中的に収集・管理し、本県美術文化の体系を築くという方針の中で収集活動をすすめている。

現在、日本画の望月春江・川崎小虎、洋画の米倉寿仁・土屋義郎、版画の萩原英雄・深沢幸雄各氏の他、多数の作家の調査・研究をし、収集を行っている。

2 全国美術館群の中における個性の確立

広域にまたがる美術の体系から、領域・時代・流派等を重点的にとらえて収集しながら、教育的効果をねらうという基本的立場に立ち、全国美術館群の中であつて、他の館ではみることができない独自の分野を分担することによって、本県美術館の存在する価値と個性とを確立しようとするものである。

ここでは、本県の自然・風土・県民感情等に対する条件、本県関係の収蔵作家との関連性に対する課題、さらに教育的な配慮を含めた中で焦点化し方針を決定した。

その第一次として、ミレーを中心とするバルビゾン派を対象にしたことは、本県美術館が「近代美術館」としての性格づけをする中で、近代美術の基礎と

地域文化の創造をめざして

長野県

太田波夫



このようにみると、今日の文化行政にはいくつのかの問題が残されている。それは、①文化とは行政のあらゆる分野において、普遍的価値をもつものであり、トータルなものとして行政に位置づけられなければならないこと、②従来の行政には「物」「効率」重視の傾向があり、「文化」等計量化されにくい因子は軽視されがちであったこと、などである。

最近、過密・過疎化の進行とともに「コミュニティの崩壊が叫ばれ、画一的な機械文明に対する反発から、ふるさとブーム」や民芸品・手づくりの製品の需要が高まっている。これらは、地域文化の継承や創造の必要性・重要性が再確認されつつあることを端的に示すものであり、行政は、自由時間・文化時間に対する行政の取り組みも今後の大きな課題であると思われる。本県は古くから教育県と称せられており、文化水準という側面からみたとき、意見は大きく分かれている。

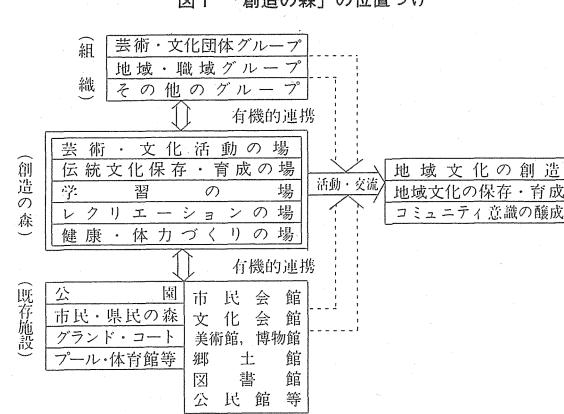
そこで長野県では、昭和五十年度を初年度とする県勢発展第二次五か年計画の策定にあたり、芸術文化の振興を図ることを目的として「創造の森」の建設を計画した。

以下「創造の森」の建設に係る研究の結果の概要を紹介すると次のとおりである。

「創造の森」構想の背景

昭和四十年代後半からの経済的・社会的環境の急激な変化は、人々に価値感の転換をもたらし、これまでの生き方・考え方の種々の反省を求めている。生活時間についても、すでに自由時間を除いた生活設計は考えられない。しかし、我が国の自由時間

ると図1のとおりである。



志した施設内容とし、地域コミュニティの形成に役立つものであること。

(施設・植栽の方針)

一 各広域生活圏ごとの風土や環境を配慮した施設とする。

二 芸術・文化の創造の場として施設配置を行うにとどまらず、レクリエーションの場としての空間を確保し、都市公園的雰囲気をもつものとする。

三 単に芸術・文化鑑賞の機会を提供するものではなく、自ら実践できる施設を中心とする。

四 地域の自然環境を考慮した植栽によって「郷土の森」の保全・育成を図る。

五 市街地または市街地の近郊に配置し、住民が気軽に利用できるよう配慮する。

六 効率的な維持管理・運営を図ることができる施設内容とする。

施設の概要

一 管理・情報サービス施設

施設の管理・運営のほか、催し物等の情報提供を行う。

二 子ども広場

児童・学童等の遊戯ゾーンとし、遊びを通じて創造性が發揮できるよう工夫する。

創造館……「創造の森」の中心となる施設で、地域の文化的創造・発掘の場とする。

三 文化・教化施設

創造館……「創造の森」の中心となる施設で、地域の文化的創造・発掘の場とする。

陶芸、民芸、伝統芸能等の技術修得のほか、必

要に応じて地域民俗資料の展示等も可能とする。

展示広場……創作品を展示する空間を設ける。

一 地域の貴重な文化的遺産を伝承しつつ、住民の芸術・文化水準の向上を図り、新しい地域文化の創造に役立つものであること。

二 自由時間の増大に対応し、地域住民の芸術文化活動をはじめ、社会教育・健康づくりの場として活用できるものであること。

三 広域生活圏を単位に、それぞれの地域の特性に

あらゆる分野にかかわりあいをもつてくる。すなわち、現代社会における文化の担い手は、プロ化された集団に独占されているかのようにみえるが、文化というカテゴリーを広くとらえたとき、住民はいろいろな形態で文化の継承と創造に参加しているのである。しかも、生産と生活を通じて生み出された庶民文化は、意識的につくり出された今日の大衆文化と異なり、流行性には乏しいが、風土・歴史に育まれ、地域文化を支えてきた。

「創造の森」は、県民の自由時間を側面から援助しつつ、新しい地域文化の形成を図るために、そのよどころとなる場として、長期的視点から計画的に整備するものである。「創造の森」の位置づけを図示する。

「創造の森」の役割

地域文化の生成・発展を図るには、それぞれの地域に賦存している文化資源の保護・保存とともに、文化形成のエネルギー開発を促進することが必要である。

「創造の森」は、今後増大が見込まれる自由時間を通して、県民が主体性をもって行う創造的活動を側面から援助しながら、新しい地域文化の発展が図られるよう、そのよどころとなる場として整備するものである。「創造の森」の位置づけを図示す。

創造館は、「創造の森」の中心となる施設で、地域の文化創造発掘の場とする。

創造館と公民館との違い

市町村の社会教育センターである公民館と、住民の自主的文化創造の場となる創造館とでは、その機能も当然異質なものである。

公民館は、市町村の行政区域あるいは一定の区域内の住民を対象に、①住民が日常のいろいろな生活課題を解決するために行う自主活動に対して、集会の場を提供し、その活動を助長する、②学級・教室・講座等を開催して生活課題を教育的に解決していく、③公民館活動を通して地域住民の交流を高め、新しいコミュニティの形成と人間性の伸長を図るものである。

これに対して、創造館は、広域的な生活圏域の住民を対象に、①芸術文化の創作を指向する住民に対し、創作活動とその成果を自由に発表できる場を提供する、②創作活動の広域的交流を高めることにより、新しい地域文化の発展を期待するものである。

したがって、創造館は、公民館のようには教育的な機能はもたないが、市町村の行政区画を超えて行うので、市町村単位ではできない文化の伝承や創造を可能にする。

創造館の考え方

地域に根ざした文化の創造に、住民が自主的に参加していくためには、まず歴史と風土に形成された地域文化の性格、文化創造の過程、住民の文化的欲求を明確にし、創造館の施設内容に反映する。住民に対して地域文化の特質や芸術・文化活動の情報を提供して、主体性ある参加を促進するため、県総合情報センターとネットを結び、県および広域的な情報を蓄積する。

文化団体や文化グループ等に属する利用者は、利用計画書を管理者に提出して利用する。ある創作活動を指向する個人に対しては、少なくとも五人以上のグループ化を指導する。

創造館の活動を通じてより広域的な文化創造グループに発展させ、あるいは新たな組織化を図り、活動の持続性を高める。

創造館の運営

創造館の管理については、設置者である県が管理することが望ましいが、創造館が貸館的であり、広域生活圏域の住民を対象としている施設であるため、民間の機能を含めた新たな管理体を組織して委託す

創造館は、広域生活圏域単位に設置するものである。運営には、地域の意見を広く聞きいれるため、県機関のほか、市町村、芸術文化団体の代表者を参加させ運営にある。管理運営のネットワークを図示すると図2のとおりである。

整備にあたっての留意事項

計画の策定における意見の反映のみならず、事業の施行段階においても、たとえば、植樹、彫刻の提

供、展示等の参加を考えることとする。特に郷土の森としての意識を高めるには、出生・卒業・成人・結婚記念等の植樹を通して参加することとする。

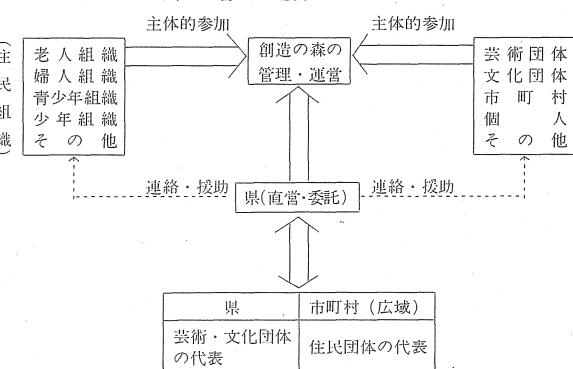
県勢発展第二次五ヵ年計画では、計画期間中に実

行しているが、五十三・五十四年度には、飯田市に建設する予定である。

(太田氏は北安曇地方事務所長に四月一日付転任)

域的な生活圏を単位に四か所整備することを目標としているが、五十三・五十四年度には、飯田市に建設する予定である。

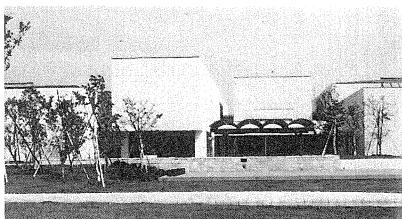
図2 管理・運営のネットワーク



文化性豊かな地域づくりを

めざして——岐阜県の文化行政——

林 正
(岐阜県教育委員会文化課長)



新装なる県美術館(昭和57年11月2日)

はじめに

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、地形的にみると、「飛山濃水」といわれ、山岳の連なる飛騨と、豊かな水の流れる平野部の美濃とからなり、東西文化の影響を受けながらそれぞれの地域に根ざして文化が発達してきた。これらの文化を見直し、その保存・活用を図りながら、創造性に富み、文化性豊かな地域づくりに向けて努力しているところである。

現在、当県では、昭和七十年次を目標とした第四次総合計画を策定中であるが、その中で「文化性豊かな人間形成」を基本的課題の一つに位置づけ、特に「文化」については、生活文化・歴史文化・創造文化・行政の文化化の四点から「文化と行政」の役割について計画を策定中である。

こうした中で、歴史文化・創造文化について考え

てみると、現実と理想の隔たりの大きさを痛感する次第であるが、徐々にでもあれ、年々向上していく足跡を見るとき、人がつくる歴史の大きさと、文化行政の重要性を改めて再確認せざるを得ない。

昭和四十七年四月に文化課が発足して以来、すでに十年を経過してきたが、本稿では、現在の文化行政の諸施策のうち、いくつかを説明することとしたい。

一、芸術文化の振興

(1) 芸術文化行事の開催

(7) 県美術展

本県美術の普及と創造的表現力を開発するため、広く作品を公募し、入選作品を一般に公開して芸術文化の振興を図っている。

この県展は、昭和二十一年以来今まで三十六回

開催してきたが、一方で市町村美術展の発展に寄与するとともに、中央展への進出の登龍門として大きな役割を果たしている。本年度から、県美術館を主会場に変更し、なお一層の内容の充実を期待している。

実施部門は、日本画・洋画・彫塑・工芸・デザイン・写真・書の七部門である。

(4) 県芸術祭

本県芸術文化団体等に発表の機会を提供し、これを一般に公開することによって意欲的な発表と鑑賞の場とすることがねらいで、昭和二十九年以来今日まで二十八回開催し、洋舞・演劇・音楽部門の自主活動の発展に大きな支えとなっている。

実施部門は、演劇・音楽の二部門である。

(2) 第八回全国高等学校総合文化祭開催準備

全国都道府県代表の高等学校生徒による芸術文化部門の発表会を総合的に開催し、創造活動の向上充実を図るとともに相互交流を深め、高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、昭和五十九年七月末から八月初めにかけて、第八回全国高等学校総合文化祭を開催するため、現在その準備に入ったところである。

開催部門等については、先催県に準じて実施するため、栃木県・山口県の視察をはじめ、各種の情報収集・予算の獲得等、着々と準備をすすめている。

(3) 芸術文化の普及

- (7) 県美術館の企画展の開催
すぐれた美術作品を展覧することによって県民の審美的目と心をはぐくみ、より高い文化の道を求める県民性の育成と豊かな美術活動の振興に寄与する目的で昨年十一月岐阜県美術館が開館した。本美術館の展示活動は、常設展示と企画展示を主体としているが「開かれた美術館」を基本方針に企画展示は日本美術・郷土美術及び国外美術を対象に、二十一世紀の県民の創造感覚に影響を促す美術展開催を目的としている。

(1) 県博物館の特別展の開催

二、文化財の保護と活用

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
芸術文化 顕彰	芸術文化 奨励	芸術文化活動等 特別奨励	芸術文化活動等 特別奨励	人	人
十二	十五	三	人	人	人

県内指定文化財一覧													(昭和58年3月31日現在)							
計	天然記念物	特別天然記念物	名勝・天然記念物	史跡・天 然記念物	史 民 俗 文 化 財	重 要 文 化 財								国 区 分 宝						
						無 形 文 化 財	歷 史 資 料	考 古 學	古 文 書	典 籍	書 籍	工 芸 品	彫 刻	繪 画						
						無 形 文 化 財	歷 史 資 料	考 古 學	古 文 書	典 籍	書 籍	工 芸 品	彫 刻	繪 画						
214	40	6	2	2	-	17	6	11	3	-	1	-	-	12	20	43	7	39	5	国指定
877	193	-	-	5	1	157	40	39	7	4	20	6	13	29	100	125	89	49	-	県指定
1091	233	6	2	7	1	174	46	50	10	4	21	6	13	41	120	168	96	88	5	計

他に、国選定重要伝統的建造物群保存地区 2

矢とする。

戦後 文化財保護法の公布をうけて昭和二十九年九月八日「岐阜県文化財保護条例」を新たに制定し、戦前の県指定文化財を全て解除するとともに、改めて所有者等の申請により重要文化財・無形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定をはじめた。以来、指定の種別変更もおこなつたが、今日までに上表のとおり、県指定文化財は八七七件にのぼり、国指定文化財を加えると〇九一件を数える。この指定件数は、全国的にも最多であり、県民の文化財に対する認識の高さを表わすものであろうと考えている。

(2) 指定文化財の管理

また養老山系文化財調査・恵那山系文化財調査・

(4) 文化財の公開と愛護思想普及
郷土愛を音楽、新しさ文化の創造に寄与すること
裏木曾山系文化財調査の如く広域的な基礎調査を実施する一方、輪中調査・水屋調査・農村舞台調査・民家調査・民謡調査・近世社寺調査・歴史の道調査というように多方面にわたる調査を進めてきたところであるが、今後もこうした基礎調査を積極的に実施していくこととしている。

当県藝術文化の各分野の中から、すぐれた業績をあげた個人または団体を表彰し、今後の一層の活躍を奨励するためにつき、(4)芸術文化奨励事業

(4) 文化財の公開と愛護思想普及
郷土愛を培い、新しい文化の創造に寄与することも文化財の保護に課せられた一つの責務であろう。このため出来得るかぎり文化財を公開し活用することも重要であるが、合わせて文化財の記録を作成し頒布することによって県民に愛護の理念をかん養していくことも重要であると考えている。岐阜県教育委員会では文化財の記録映画「岐阜県の文化財」(美濃編・飛驒編・総集編)や「西濃に生きづく民俗芸能」などをはじめ、八ミリフィルムによる個々の文化財の記録を作成し、各教育事務所で保管・貸出しを行ってきていた。また「岐阜県の文化財」をはじめとする図書を刊行し、県民の理解を得るように努めている。

なお指定文化財にはすべて愛護標柱を建植しているところである。

(5) 埋蔵文化財の保護
昭和三十年から三十三年にかけて実施した第一回の埋蔵文化財分布調査の結果、県内には約二七〇〇か所の遺跡を確認したが、昭和四十七年から四十九年にかけての第二回分布調査では二倍以上の約六〇〇か所の遺跡の所在を確認し、五十一年度に「岐阜県遺跡地図」として刊行した。以後各種土地開発事業では必ずこの遺跡地図と照合し県教育委員会と



高山陣屋跡 御役所復旧工事全

事前協議をすることを義務づけている
昭和四十年代以降の高度成長経済下

地開発は岐阜県においても徐々に増が、県土の八〇%以上が山地であると件もあって、その開発速度はゆるやかで、可住面跡の割合も所四分の一

(6) 史跡高山陣屋跡の環境整備

高山陣屋跡は飛騨一国三郡を統治した徳川幕府郡代役所跡として昭和四年十二月に国史跡に指定されて保存されてきた。昭和四十四年岐阜県飛騨郡事務所の移転とともに県教育委員会に移管を受け、翌四十五年から第一次復原環境整備事業に着手し、一億六千万円と三年半の歳月をかけて完工した。復原した建物六棟はいずれも文化十三年から天保末年にかけてのものであり、現存する全国唯一の幕領の郡代役所である。昭和五十四年・五十五年には旧高山陣屋敷地があつた隣地を県有地化するとともに、第二次整備事業に着手した。昭和五十八年度中に竣工する予定であるが、五十九年度からは五か年計画で第三次整備事業に着手する準備を進めている。この第三次事業が完了すれば江戸時代の高山陣屋の姿に九五%復旧することができるところとなる。

(特別三類語文書 : 二二〇) 作詞
昭和四十年後半から五十年代前半に

におけるカモシカの食害が林業家の間で注目されるようになりつつあった。特に人工造林が進んでいた南飛騨地域と裏木曾地域ではその被害額も膨大になり、その対策として昭和五十二年にはワナによる捕獲、昭和五十三年には麻酔銃による捕獲が実施され、昭和五十四年八月にいたって、環境庁・文化庁・林野庁のいわゆる三庁合意により、カモシカの保護及び被害対策についての抜本策がうちだされた。この基本方向に従つて、昭和五十四年度からは、忌避剤等によりカモシカ食害防止に努めると共に、麻酔銃・装薬銃によるカモシカ捕獲事業を実施し、カモシカの保護と被害の防止との両立を図るための対策を推進している。

文化的風土づくりをめざして

静岡県



現在県が調査の対象としている文化財数は約二〇〇件にたつしている。

三

③文化財関係団体の育成

本県では文化財の愛護と普及活動を目的として県文化財保存協会が設立されているが、現在では会員五〇〇余人からなる団体は成長した。本会は事務局を県文化課内におき会員は郷土史研究家をはじめ、学校教員、県・市町村文化財審議会委員の他、文化財所有者、家庭の主婦に至る幅広い層をなしている。本会では文化財の研修・見学会をはじめ、研究発表会等の研修活動と文化財展、文化財講座、親子の文化財学習会、郷土芸能大会、文化財資料の発行等の普及活動を実施しているが、最近この会に各市町村の教育委員会が加入する傾向がみられるることは、注目される点である。本県では今後もこの会の育成を図るとともに、今後この組織が文化財の普及と活用に貢献することを願うものである。

四

静岡県教育委員会では、文化の振興を目指して、将来の方針付けを進めるため「文化懇談会」を六月二十七日に発足させた。

この文化懇談会は、これからの方針を進めるに当たって、広い視野にたち、

未だへ向けての文化的風土づくりを目指すた

めに設置されたもので、

声楽家

ユネスコ国内委員会委員

随筆家・文化評論

伊藤 京子

稻勝 正弘

稻森道三郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周智郡春野町教育長

劇作家・大阪大学教授

指揮者・静岡大学教授

主婦

富士美術館館長

国文学・静岡女子大教授

文化財保護審議会委員・静岡英和女子大教授

考古学・県立三島北高校長

掛井 五郎

大石 益光

長田 実

掛井 五郎

川瀬 一馬

山崎 正和

児玉 達

小林 完

五所平之助

白柳 昇二

鈴木 明子

角田 力松

中川 芳雄

森下 龍雄

周

愛知県陶磁資料館本館の開館

溝 口 豊

(愛知県陶磁資料館副館長)

〈建設の経緯〉

本県は、古くから日本の代表的陶磁器産業の中心

地として、陶磁器に関する多くの文化遺産と伝統を受けついてきたところである。これらの文化と伝統を正しく後世に伝える施設としての期待を抱い、愛

知県陶磁資料館は、昭和四十七年、県政百年記念事

業の一つとして具体化したものである。

この施設の建設までの経緯は、古く昭和三十五年頃にはじまる。その契機は、愛知県教育委員会と名古屋大学による愛知用水工事に伴う発掘調査により、いわゆる猿投西南麓古窯跡群の所在・性格が明らかとなり、膨大な古窯跡出土品が日本の大代窯業発展期の究明に欠かせない貴重な資料であったことによる。しかし、この資料の有効的な研究・利用施設が当地方にないこと、合わせて当時研究の進められつつあった瀬戸・常滑・渥美地方の古窯跡では、貴重な文化遺産の散逸が続き、これを防ぎ、保存していく必要性が叫ばれ、窯業の歴史を体系的に収集・保存・展示する施設の建設が県下各界で要望されるようになつたわけである。また、これに前後して、

三本の柱を基本とし、資料収集もまた、この基本に沿った収集計画をもつこととなつた。

こうして、昭和四十八年以後、資料購入費・用地取得費等を予算計上し、昭和五十一年度に産業展示棟(南館)の建築工事にかかった。翌五十二年度には、この施設が、文化庁の地方特別文化施設整備費補助対象事業第一号として取り上げられ、五十三年度にかけて、本館棟の建築工事が実施された。産業



陶磁器業界・陶芸作家を中心として、この地域の陶

磁器文化の伝統の保存と研究をとおして、陶磁器産業の振興をはかるための施設の県内設置も呼ばれる

ようになり、昭和四十一年には、関係方面へ各界の代表者による請願・要望書が提出されたのである。

愛知県では、これを受けて、昭和四十三年から四十四年にかけて、県事業として実施するため、学識経験者等からの意見聴取、用地の選定調査を行い、「愛

知県陶磁資料保存館(仮称)建設調査報告書」(昭四十七・三)として、その建設趣旨・規模・用地等を公表するに至つた。翌四十七年、建設構想を具体化するための基本計画の策定作業に入り、「愛知県陶

磁資料館(仮称)建設会議」を設置し、学識経験者等三十名によって「愛知県陶磁資料館(仮称)基本計画」(昭四十八・六)が決まり、建設地を瀬戸市大字

山口字南山地内とすることとなつた。

この基本計画において、当館建設の基本方針が次のように決定された。

重要な文化遺産の散逸が続き、これを防ぎ、保存していく必要性が叫ばれ、窯業の歴史を体系的に収集・保存・展示する施設の建設が県下各界で要望される

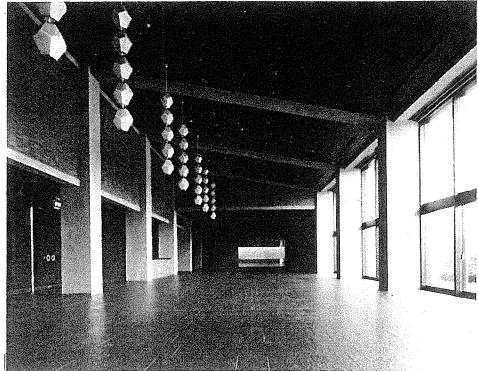


施設全景(下中央・本館、上方・南館)

考慮すれば、比較的便利な土地である。付近には、愛知県瀬戸窯業技術センター、愛知県窯業職業訓練校、愛知青少年公園、愛知県立芸術大学、農業総合試験場等の県営施設が約三キロメートル以内に所在し、これら施設との有機的利用が可能な地理的条件にめぐまれている。

（施設の概要）

一、建設地	愛知県瀬戸市大字山口字南山
二、敷地面積	現有 二二七、〇八〇m ²
三、建物面積・構造等	
○本館	五、七〇三m ² (B一F一)、一八八m ²
一F一、七八〇m ² (F一)、三〇一m ²	
二F一、三〇一m ² (塔屋 三三m ²)	
・鐵骨鉄筋コンクリート造地下一階地上三階	
四、主要室面積	
○本館	展示室 (三室) 一、八一三m ²
収蔵庫	一四五m ²
親聴覚・図書室	一七九m ²
研究室・工作室	一一二m ²
会議室・事務室	二〇八m ²
食堂	一四八m ²
展示室 (二室)	七九七m ²
○南館	取蔵庫 七八m ²
事務室	六四m ²
五、建設費	五六八、一九五千円
六、建瓦葺一部銅板葺	一、六二七、一六七千円
七、建設費	一、五一九m ² (一F一、一一九m ²)
八、鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建一部一階	



本館1階ロビーと展示室

本來の姿にもどすことが可能となつた。すなわち、文化遺産としての歴史資料・美術資料にかかわる資料提示は、今後、本館展示室を中心に実施し、南館においては、産業資料・現代工芸資料を中心とした展示切り替え、美術鑑賞の一方で現代生活と直接結びつきやきの展示企画を実施していく方針である。

こうした展示企画のほか、本館部分は、小規模ながら、視聴覚室・第三展示室を利用して、映画・講演会等の普及事業を行い、社会教育施設としての役割を果たすこととしている。また、敷地内には、猿投窯から派生し、瀬戸窯へと連なる平安末期の古窯跡や鎌倉期の古窯跡が数基存在し、これらの調査・保存・整備をはかり、見学の便に供する考え方である。

（館活動の方向と将来）

本館の開館にあたって、この十月十三日から十一



本館外観

一、建設地 愛知県瀬戸市大字山口字南山

二、敷地面積 現有 二二七、〇八〇m²

三、建物面積・構造等

○本館 五、七〇三m² (B一F一)、一八八m²

一F一、七八〇m² (F一)、三〇一m²

二F一、三〇一m² (塔屋 三三m²)

・鐵骨鉄筋コンクリート造地下一階地上三階

・階建銅板葺

・建設費 一、六二七、一六七千円

○南館 一、五一九m² (一F一、一一九m²)

二F四〇〇m²

・鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建一部一階

・建瓦葺一部銅板葺

業体に、展示設計は河野鷹思氏によるものである。

（これまでの活動）

本陶磁資料館は「陶磁器に関する美術的、歴史的、産業的に貴重な資料を収集、保存、展示し、陶磁器鑑賞と調査研究の場を提供することにより陶芸文化の向上と、陶磁器産業の振興に資することを目的」として、先述の基本方針に沿い、資料収集・展示企画・調査研究を推進する機能をもたらせるべく、管理部門と学芸部門に組織分けした職員構成のもと、現存人員二十名で館の運営にあたっている。生涯教育が叫ばれる中で、当館もまた社会教育施設としての役割を果たすすべく、展示事業・普及事業を間断なく実施し、児童生徒から老人に至るまでの各層の関心を高めるべく努力している。すでに昨年六月開館した南館では、開館事業（特別展「日本の陶磁」）に所があり、建築工事は、フジタ・徳倉建設共同企画室・事務室

展示室 (二室)

○南館 取蔵庫

・建設費

五、七〇三m² (B一F一)、一八八m²

一F一、七八〇m² (F一)、三〇一m²

二F一、三〇一m² (塔屋 三三m²)

・鐵骨鉄筋コンクリート造地下一階地上三階

・建瓦葺一部銅板葺

・建設費 一、六二七、一六七千円

○南館 一、五一九m² (一F一、一一九m²)

二F四〇〇m²

・鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建一部一階

</div

県民生活の向上をめざして

三重県の文化行政

田 部 良 夫



(三重県教育委員会事務局文化課長)

はじめに

本県の文化行政を紹介するまえに「文化行政とは何か」について考えてみたい。

これまでに言われているように、文化とは人間の精神活動にかかるものであるとか、また一方、衣食住・風俗習慣など、およそ人の生活にかかるものはすべてが文化であるといつた文明論的な文化論議がある。いずれにせよ、八十年代を迎えて県民から求められている文化行政は、従来からの芸術振興とか、文化財を保護・保存するだけのものではないことは明らかである。

行政分野においても文化行政は来るべき余暇時代、高齢化・高学歴化社会を迎え、どのように対応していくべきかについて、真剣に取り組まねばならなくなっている。昨今、各方面で論議されている「行政の文化化」についても、未だ行政として十分消化されないまでも、これまでの種々の行政施策や運営を文化の視点——限りない県民生活の向上を求めて聞いていく直す時期にきていると言えよう。

しかし、これらの文化行政の推進については、そこにおのずから国、県、市町村、地域住民がそれぞれに役割分担のあることを忘れてはならず、また、行

政主導型であつてはならないことは言うまでもない。

本稿はこれらの文化行政の背景を認識しつつ、現在、教育委員会文化課で担当している主な施策を紹介したい。

一、芸術文化的振興

(1) 参加活動の推進

ア 三重県美術展覧会の開催

今年で三十三回を迎える三重県美術展覧会(県展)

は日本画、洋画、美術工芸、写真など六部門にわたって作品を広く県民から公募し、県民の積極的な創作活動を通じ、県民の美術等に対する理解を深め創作する喜びを味わうものである。

これまで作品の公開展示については、その展示スペースの確保に苦慮していたところであるが、五十七年秋には待望の県立美術館もオープンすることもあって、この悩みも解消されるものと期待している。

イ 高等学校芸術文化祭の開催

夏の高校野球に対し、夏の高校文化祭ということでも問い合わせる時期にきていると言えよう。

アートの生徒約一千余名が一堂に会し、高校芸術文化祭が盛大に開催された。

ウ 芸術文化奨励事業

文学、美術などの芸術、学術部門を通じて、本県

の文化の振興と向上に寄与された個人または団体をたたえ、今後、より一層の活躍を奨励するために文化奨励賞を設けている。

また、小説、詩、評論などの文学部門を対象にした文学新人賞も設け、これらの奨励事業は県民の芸



高等学校芸術文化祭開会式

二、文化財の保存と
（1）文化財の指定と
ア 指定文化財の
本県における指定文
の建設は優れた美術品
民の要望に添つた、特
てていきたい。

古用
に近いとはいへ、県立美術館の鑑賞はもちろんのこと、県色ある地域の美術館として育

に伴い、その適正な保存が困難な状態にあり、土地の公有化による保存がつよく望まれ、現在、宝塚古墳（松阪市）、御墓山古墳（上野市）、斎宮跡（明和町）等について公有化事業が行われていて、特に史跡斎宮跡の保存については、その史跡が一四〇ヘクタールと広大なものに加え、そのほとんどが私有地であり、また、宮跡内には約四〇〇戸の家屋を包含している現状より、管理団体である元地明和町としても、地域住民の生活と史跡保存の調和のため宮跡の土地利用区分を明示し、計画的に土地の公有化を進めていく。

二、文化財の保存と活用

ア 指定文化財の現状

本県における指定文化財の現状は別表のとおりである。

県内指定文化財一覧																		
(昭和55年3月31日現在)																		
計	天然記念物	特別天然記念物	名勝	特別名勝	史跡	特別史跡	民俗文化財	俗文化財	無形文化財	歴史資料	建物	考古遺跡	書画古物	工芸品	彫刻	絵画	国宝	区分
	勝	勝	勝	勝	跡	跡	无形	有形	形	料	物	古	跡	品	刻	画	宝	
208	21	2	4	1	24	1	2	—	3	1	14	5	32	17	60	17	4	国指定
413	76	—	9	—	64	—	29	17	1	—	26	8	44	46	69	24	—	県指定
621	97	2	13	1	88	1	31	17	4	1	40	13	76	63	129	41	4	計

的村、地元住民、特

の連絡調整がつよく望まれる。

これがため、本県の場合、府内、府外にあっては市町村をも含め、それぞれ開発関係課で構成する文化財保護連絡会議の設置はじめ、市町村文化財担当者会議、埋蔵文化財連絡会議等の開催を通じて、緊密な構造の連絡調整に努めている。

(2) 埋蔵文化財の保護

ア 緊急発掘調査

本県の周知遺跡数は約八千か所あるが、近年、民間企業による宅地開発、また、景気浮揚対策による公共事業の促進などにより、緊急発掘調査件数も年々増加の一途をたどり、五十四年度には、県・市町村分を合わせ、七十二か所、約五・〇ヘクタールにも達し、これらのはんどんとは記録保存という名のものに壊されつつののが現状である。

特に、埋蔵文化財については、名勝、天然記念物などのように、地上物による視覚からの訴えが乏しいため、その保存について一般の方々の理解を得られにくく、種々論議になるところである。一方、発掘調査主体については本県の場合、県と市町村がそ



高等学校藝術文化祭展示部門会場

(2) 鑑賞活動の充実
の価値は大きい。

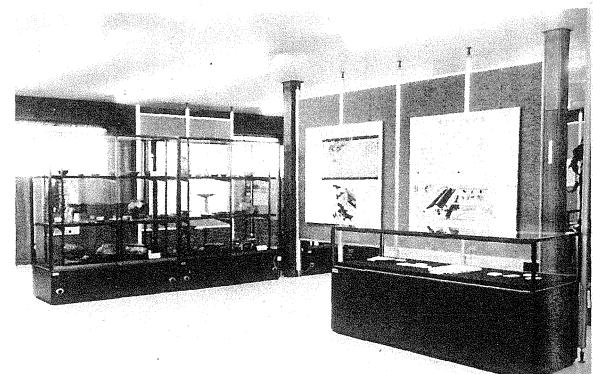
(2) 鑑賞活動の充実

(3) 史跡・古跡の保存
七世紀後半の天武朝から十四世紀前半の南北朝にいたる約六〇〇年間存続した斎王制度の中においては、斎宮は天照大神の御枝代として、代々の天皇ごとに伊勢に派遣される斎王のために造営された宮殿、官衙である。

この斎宮も亦昭和四十四年民間企業による宅地開発



廐宮跡発掘調査現地説明会



齋宮跡調査事務所資料展示館内

(3) 史跡斎宮跡の保存
七世紀後半の天武朝から十四世紀前半の南北朝にわたる約六六〇年間存続した斎王制度の中にあって、斎宮は天照大神の御枝代として、代々の天皇ごとに派遣される斎王のために造営された宮殿、官署である。

七世紀後半の天武朝から十四世紀前半の南北朝にいたる約六〇〇年間に存続した帝王制度の中であつて、伊勢宮は天照大神の御代として、代々の天皇ごとに伊勢宮に遣さられる帝王のために造営された宮殿・官衙である。

この伊勢宮跡は昭和四十四年民間企業による宅地開発に端を発し、以来約十か年にわたり範囲確認調査などの発掘調査の過程を経て、五十四年三月に国史跡に指定されたもので、面積約一四〇ヘクタールにも及ぶ広大な史跡である。

発掘調査については、伊勢宮跡の史跡指定に伴い、十四年四月には現地に伊勢宮跡調査事務所を設置し、

滋賀県の文化行政

松尾徹人

(滋賀県教育委員会文化部文化振興課長)

滋賀県の沿革

「私は滋賀県に移り住みましてからおよそ半年……」

史の重みを見つける日々……そしてひしと感じるのは、京・大阪はない、ひかえめな静かな宝の山よ、溢れる自然よ、という想いです。」(昭和五一・六・滋賀の文化を育てるための提言)一主婦の入選作から)

〈問〉滋賀県は住みよいところでしょうか。

〈答〉住みよいと思う。五〇・七%

〈問〉その理由は……

〈答〉自然環境がよい。三九・九%

〈答〉古い文化が生きている。〇・八%

文化活動がさかん。〇・〇%

（昭和五一・二「県民意識に関する世論調査」から）

文化を育てる提言をした前記の主婦のように、新鮮な目で滋賀県の自然と文化を感じとてくれる人のある反面、意識調査に示すように、滋賀県の住みよさの尺度に文化をあげている人のきわめて少ないものまた事実である。

かつて、近江の国と呼ばれた滋賀県は、日本の一

びわ湖を抱き、京の都に隣接してきたこともあって、古くから歴史的主要な舞台となり、紫香楽宮がおかれ、大津京が造営され、佐々木觀音寺城、安土城、比叡山が登場する。

また、東海道、中仙道、北陸道等の主要な街道が通過し、戦乱の舞台となつたと同時に東西文化の交流の地として「文化的先進地」としての地位を占めてきた。

しかし、大都市近郊、交通要衝地の本県は高度経済成長の波をまともに受け、そのあげくは「京都マニアス文化イコール滋賀」と酷評されるに至つてしまつた。たしかに、京都、大阪、名古屋等大都市の文化圈の谷間にあって、現代の滋賀県には、否、少なくとも県民の意識には、昔日の面影がない。

滋賀県では、昨年度來、文化行政を県政の重要な課題にすべし、教育委員会事務局内に文化部を設け、新しい事業を手がけるなど、この一年半文化振興行政の推進に微力をつくしてきた。遅々たる歩みで、文化行政先進府県の後を追つて、感が深いが、広い視点からの文化行政の取組みに精一杯の努力を傾けている昨今である。

文化所管セクションの位置づけについては種々議

県政に文化の屋根を

文化行政の範囲なり目的は常に問題とされるところであるが、私どもは県民が何を求めるようとしているかの観点から、次の三点を文化行政の課題であり、基本理念ではなかろうかと考えている。第一には、県民の自由時間に視点を置き、個々の県民が眞に自分を表現し、生きがいを求められる自由時間有意義に過ごしてもらうための環境条件の整備である。第二には、画一化の風潮に対し個性の復権、尊重で、人間個人の持ち味、建物の個性、地域の「顔」を大切にしたい。自分達の町に「〇〇らしさ」を持ちたいという観点である。第三に、人の心を、人間性を大切にしたい。生活に心のうるおいを、美に感動する素朴な心を持ちたい。決して言いつくされないが、現代人に欠落しがちな、そうした諸点に行政として取り組もうとしているのが文化行政ではないかといふことである。

今、滋賀県政のキヤッチフレーズは「県政に文化

もできる県の文化総合雑誌の発刊が望まれていた。低迷する県民の文化意識の喚起のためにも、このようない声にこたえて、県文化体育振興事業団(県の出資団体)より、本年文化総合雑誌「湖国と文化」(B5判84ページ、五百円)を創刊した。

花登篠氏、北川冬彦氏、田畠忍氏ら滋賀県出身者による「外からみたふるさと」の特集をはじめ、県内各種文化団体・サークルからの草の根通信、人知れずかくれた文化遺産紹介、県内作家の連載小説など盛りだくさんの記事が満載されている。今後季刊誌として、発刊を続けていく予定である。

文化施設ネットワーク

「滋賀県」に文化施設が少ないことは、逆にこれ

から計画的に文化施設を整備しようとする場合にはやりよいわけですよ。」(「湖と文化の懇話会」における一委員の発言から)という言葉が出るほど、本県の文化施設の整備はこれまで取り残されてきた。このハンドブックを生かして下県域的な文化施設としての文化ゾーン構想の実現と、地域の文化芸術会館の計画的な整備につとめている。

前者は、県立図書館の移転新築をはじめ、美術館、総合資料館、埋蔵文化財センター等の県域文化施設を集中的に配置し、湖国らしい、びわ湖を生かし、自然に親しみながら文化財を楽しめる「文化のゾーン」を建設しようとするものである。昭和五十二年度は、県立図書館と埋蔵文化財センターの建設費が予算化されている。

県立文化芸術会館は、広域中規模文化施設として、県下に数館を建設するもので、劇場ホール、展示室、収蔵庫、練習室等を備えた総合施設で、地域の文化



「湖国と文化」(B5判・84ページ)

の「屋根を」であり、「くらしにまちかどに草の根文化を」である。すべての行政セクションに文化的視点、発想を持つとうといふことがあるが、そのときはじめ行政全体が広義の文化行政となるだろう。文化視点が行政の横断的基本理念とならなければ、現代人と行政はますます遊離してしまふのはなかろうか。

草の根文化を育てる
近時、県内では長く途絶えていた祭を復活したり、こども達が地域に伝わる伝統芸能を学び、自分達のものにしようという動きが活発になりつつある。いわば草の根文化ともいえる地域のなかに芽生え

たが、県内に大きな反響を呼んだ。地味な文化活動を育てるためには「はげみ」が必要であることが証明されたと思う。さらに、地域文化活動の指導に当たるボランティア活動家のリストアップを行い、広く県内に紹介し、地域文化の担い手としての役割を期待し、目下その作業を進めている。

近江の歴史や人物、文化財等に関する書籍の出版が近時増加し、書店の店頭には滋賀に関するコーナーが出来るほど隆盛をきわめている。一方で県民が誰でも気楽に読んで、自分達の意見を発表すること

(25) 文化庁月報 第111号 (24)

活動の拠点としていきたいと考えである。すでに、昭和五十年度には湖北、長浜市に第一号館を建設し、現在湖西に第二号館を建設中で、文化施設に恵まれない地域に文化へのふれあいの場が生まれ、文化活動の輪が広がりつつある。

これらの地域の文化芸術会館の間のネットワークの核として中央の文化ゾーンが位置づけられる。(現在見直し中だが「文化幹線計画」と称している)さらには、これら県立文化施設と市町村立文化施設、さらに今年度新規の「草の根ハウス」(コミュニティセンター)という各段階の施設の機能分担により、住民の身近に届く文化の水道をはりめぐらすことが期待される。

前途多難の文化行政

一見はなばなくデビューしたような文化行政も実は多くの難題をかかえており、他府県と同様本県でも試行錯誤をくり返し、模索している。私どもが悩み、力の限界を感じる諸点をここに問題提起し、全国の先輩諸氏のご助言をたまわりたい。

まず第一に、心の充実を唱え、物より心を強調しながらも、さて具体策はとなると、通りいつべんの啓発行政による、かけ声中心の上すべりのものになり、何となくむなしさがつきまと。文化行政は需要の創造、県民の文化意識の高揚が大きな役目といえ、人間本性として、腹の足らぬ思いの者に心を説くことは並み大抵ではない。当然反発も出てくる。地についた文化行政とは何であろうか。

第二に、文化は幅の広いすべての行政セクションに通する総合行政と大上段にふりかぶつても、さて

はだ心もとない。本県では幸い知事があらゆる機会に職員に対し、文化視点の重要性を説き、職員研修に文化テーマを導入し、県の長期計画全体を文化的に改め、県政広報においても積極的に文化をとりあげるなど、からうじて相互人間関係により暖かい支援をいただいているが、何も制度的な保証はないし、文化アセスメントとして各セクション施策に介入するだけの力量もない。要するに文化行政の理念も体系もまだまだ未熟といわざるをえない。

国において文化振興の基本法を整備し、文化省が実現化することが、行政としての文化行政に力を与え、理念を与えることになるのではないか。本県としても全国知事会等を通じ、この点を積極的に呼びかけたい。今回の国の行政機構改革議の中でも、こ

れらの点についてこうふれられないが、地方行政がすでに文化への歴史的転換を静かに始めていることを思うとき、厳しい前途を感じざるをえない。

私どもは、一部芸術家のための、一部文化財研究者のためだけの文化行政ではなく、もっと庶民の生活に視点を置いた暖かい文化行政に取り組み、単なる行事屋や研究者でない、行政として確立したい。そのためには、文化行政マンはあまりに少ないし、文化への偏見と無理解はまだまだ多い。一見はなやかさの中に厚い暗雲を感じる文化行政が、一日も早くはばたくよう全国自治体とともに力強い歩みを進めたい。

(編集部注・松尾徹人氏は十一月六日付けて總理)

（府・沖縄開発局へ転出された）

度化されたために地域性にも富んでいる。

(一) 施策の推進



東寺百合文書 昭和42年、東寺から31億2,000万円で譲り受けた。修理並びに整理を進め、現在、府立総合資料館で管理している。

国や市町村と連携しながら保護の実をあげていくための努力をしていく。

(二) 文化財保護拠点の整備

京都府ではこれらの文化遺産を保存し、府民の文化生活に積極的に役立てるため、社寺等文化資料保全補助制度（昭和三十九年）を設け、また全国でも唯一といわれる文化財所有者を対象として長期、低利の融資を行う財団法人京都府文化財保護基金（昭和四十年）を設立し、現在もその充実をはかっている。また、流出を懸念された二四〇一四通に及ぶ東寺百合文書（昭和五十五年重文指定）を買上げ、調査結果を刊行するなど具体的な保護施策の促進をはかってきた。

京都府では、昭和五十七年四月に文化財保護条例が制定され、文化財保護の基盤がより強化された。そして、この条例は、他府県にみられない特色をもつている。すなわち価値の高い文化財を指定することは当然であるが、条例では、価値だけにとどまらず、地域の歴史や文化、また、自然などを理解するために必要な文化財を登録して保護するとともに、広く府民に知らせるための登録制度を設けている。また、鎮守社のように建物だけでなく社叢や参道、鳥居、境内の清流など社殿と一緒に現在に伝えられている文化財的な環境を保全するため、文化財環境保全地区制度を新設した。さらに近代科学の基礎となつた科学技術のための文化財も指定対象として取り上げている。

京都府では、古代以来、各時代にわたり政治経済、文化の中心であつたために多くの文化財が集中している。また、これらの文化財には当然ながら中央的な性格をもつものが多い。そしてこれらの文化財は、海外の文物を積極的に取り入れることによって国際性があり、更に地域の人々によつて守り育てられ高

本府は地形が南北に長いため、北部や南部の地方ではどうしても施策の推進が手薄になりがちである。

このため、天ノ橋立で有名な宮津市を中心として北部に丹後郷土資料館（昭和四十五年）、短命の都であつた恭仁京のある南部に山城郷土資料館（昭和五十七年）を開設し、地域と密接に結びついた文化財の調査、収集、研究、展示を行い、郷土の良さを知つてもらうための活動を地道に続けていく。又、急速に進む開発に対応するため、長岡京跡に位置する向日市に埋蔵文化財調査研究センターを建設（昭和五十八年）し、埋蔵文化財保護の拠点を設けている。

五 その他

(一) 京都府文化賞

京都府では文化に多大の貢献のあつた方たちを顕賞し、あわせて新人の育成をはかるため京都府文化賞を設けている。これは、特別功労者五名、労労者一〇名、新人賞一名以内を表彰するものである。

(二) その他の事業

現在京都府では二十一世紀への展望のなかで、十一年後に迎える平安建都一二〇〇年にむけての記念事業や、また京都・奈良・大阪を結ぶ京阪奈丘陵の地に建設が予定されている文化学術研究都市の大プロジェクト事業に取り組んでいる。

（京都府文化芸術室長 井上裕雄）

（京都府教育委員会文化財保護課長 東條 寿）

「（）この行政」をめざして

—兵庫県の文化行政—

中井之夫

(兵庫県生活文化部次長兼文化課長)

兵庫県には古くから播磨、播磨、但馬、丹波、淡路の五つの国があり、北は日本海、南は太平洋に面し、中央を中国山地が東西に走っている。

このため、南の淡路島に水仙が咲き、蜜蜂が飛び交う頃、北の日本海側は吹雪に耐えているといったように、気候風土は変化に富み、それぞれの地域は、長い歴史の中で自然と調和した獨得の文化を育ててきた。

この長い歴史の中で受け継がれ、はぐくまれてきたそれらの地域文化を、さらにどのように守り、育していくか、これは本県における行政の最も大きな命題である。

昭和四十六年二月の県議会で坂井知事が「暖かい心のかよいあう人間環境と自然環境こそ大切」と提唱し、「新しい豊かさづくり」「自然と文化のふるさとづくり」をキヤッチフレーズとして地域づくりなど「人間中心の愛の県政」を進めてきたのもこの趣旨であった。従来、文化とは、ややもすると絵画、音楽、彫刻といった芸術文化や文化財等の伝承を主体にとらえ

らがちであった。

しかし、本県では、それらを含めた人びとの「くらし」そのものが文化であると考えており、これが、いわゆる「生活文化」の概念である。したがって、文化を単に社会教育の一環としてとらえるのではなく、総合的な視点から進める必要があるとの考え方である。

その後、昭和五十四年には生活文化部を設置するなど行政組織的には幾多の変遷はあったが、本県の文化行政は芸術文化の振興、文化財の保護とともに今日まで一貫して衣食住に代表されるくらしを質的に向上させ、自然との調和の中で人びとができる喜びや感動を求めるような地域づくり、条件づけ取り組んでいる。

なお、このような視点からすれば、本県の行政のほとんどが文化行政であるがベースの関係もあるので、ここでは文化課が所掌している事業を主体に紹介することとしたい。

(一) 生活文化を創る一ペーセントシステム
機能性、合理性、経済性を優先させてきた公共施設の現状を見直して、地域性、芸術性、人間性などの要素を考慮し、うるおいや、やすらぎのある施設にしようとするものである。昭和五十三年度から五十七年度まで二十一施設(橋、学校、住宅等)をモデル事業としてとりあげた。

昭和五十八年度からは全県全土公園化構想の一環として金手的にこの事業を推進している。

(二) 第三回文化大学校の開校

行政職員、文化団体関係者を対象に昭和五十七年度に全国ではじめての文化大学校を開設した。文化行政の理念、実践方法について体系だったカリキュラムにより研究討議を行い、文化をもつた職員を養成する知識と創造力豊かな広い視野をもつた職員を養成

しひの賞を贈りその功績をたたえている。

(一) 文化意識の高揚
県民の幅広い学習活動や創作活動の要求にこたえ、生きがいにみちた文化社会に資するため設立された(財)兵庫県文化協会に対し、職員派遣をはじめ、同社会賞を贈り表彰している。また地域における地道な文化活動を続けていたる個人、団体の方々にともに文化団体の育成・支援

え、生きがいにみちた文化社会に資するため設立された(財)兵庫県文化協会に対し、職員派遣をはじめ、同社会賞を贈り表彰している。また地域における地道な文化活動を続けていたる個人、団体の方々にともに文化団体の育成・支援



花のフェスティバルオープニングセレモニー



ピッコロ演劇学校卒業公演「人質追走」上演場面

三 ふるさと文化の振興

している。

(一) 県営施設の活用促進事業

県民が研修、会議、レクリエーション、宿泊等に利用する県営施設を活性化していくための方策を検討するため学識経験者、民間実務家で構成する委員会を昭和五十六年度から設置。県営施設の訪問調査を行う等、施設のハード面・ソフト面からの改善に努めている。

(一) ふるさとの芸術文化活動の推進
県内各地域で年々盛り上がりつつある芸術文化活動を支援し、人間性をふる地域社会を築くため地域の文化団体と連携を取りながらその振興を図っている。地域文化祭の開催、児童演劇巡回公演、ふるさとの心をうたう地域音楽祭等の開催。

(二) '82ひょうご花のフェスティバル
県民の参加とふれあいの中で人間性の回復を図り、自立と連帯の意識を高揚するためフェスティバルを開催する。昭和五十八年度は一八五〇〇〇人の参加

(一) 地域学習活動の促進
地域における連帯意識の高揚と文化活動、学習活動などを促進するため文化会館等で生活文化セミナー、文化教室、スポーツ教室等を開設している。

(二) アニメーターバンクの運営等
スポーツ、レクリエーション、社会奉仕、文化活動など自由時間の積極的な活用をめざすグループ等に指導者を紹介するアニメーターバンク(指導者銀行)を運営している。

昭和五十八年度指導件数は三四〇〇〇件であった。

(三) 生涯学習講師団の運営
各種団体と連携を取り、幅広い芸術文化祭を全国各地で開催している。

文化庁移動芸術祭、青少年こども芸術劇場、県民創作劇場、県民文芸大会、県いけばな展、赤とんぼ音楽祭等である。

(二) ピッコロ演劇学校の開設
県立尼崎青少年劇場創立五周年を記念して、地域に根ざした新しい文化活動のリーダーの養成と日本

昭和五十八年度指導件数は三四〇〇〇件であった。

各種団体と連携を取り、幅広い芸術文化祭を全国各地で開催している。

文化庁移動芸術祭、青少年こども芸術劇場、県民創作劇場、県民文芸大会、県いけばな展、赤とんぼ音楽祭等である。

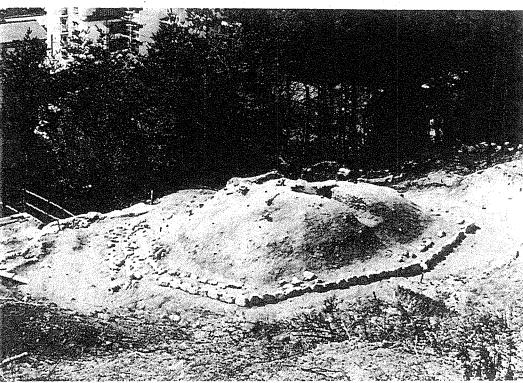
(二) ピッコロ演劇学校の開設
県立尼崎青少年劇場創立五周年を記念して、地域に根ざした新しい文化活動のリーダーの養成と日本

の演劇創造に参加しようとする若者を対象に昭和五十八年四月、演劇学校を開設した。さらに五十九年四月から研究科を新設している。

六 全県全土公園化の推進

県土のすみすみまで、さわやかな鮮緑の公園としてのイメージで整備構築し、県民のくらしにうるおいと安らぎを与える願いをこめて、全県全土公園化を進めている。全県庁で進めているが文化課所管分を列挙する。

(一) 公園島あわじ「くにうみの祭典」
大鳴門橋が完成する昭和六十年を新しい淡路づ



県指定史跡 多角形古墳（宝塚市・中山莊園古墳）

くりの出発年と位置づけ、島をあげ、全県民の参加を得て全県全土公園化のモデル地域として「公園島あわじくにうみの祭典」を開催することにしている。

(期 間) 昭和60年4月21日～8月31日まで 133日間

(二) くらしの花と緑のコンクール
快適な生活環境づくりのため、家庭、職場、町

でつくり育てている花や、緑の優良事例を表彰している。昭和五十八年度の表彰は六十件（十一人四十九団体）であった。

(三) 花のあるまちづくりの推進
美しい郷土づくりを推進するため財團法人兵庫県フ

ワーセンターアソシエーションの協力を得て、公共施設に花や木を植栽し、情操豊かな環境づくりに努めている。

七 文化活動施設等の充実

(一) 文化会館、兵庫県民会館、

県立尼崎青少年創造劇場の管理運営
地域の文化創造、健康づくりの拠点として設置された四文化会館、及び県民の生涯学習の拠点として設置された県民会館、青少年が音楽、演劇、舞蹈などの練習や発表に気軽に利用出来る場として設置された県立尼崎青少年創造劇場（愛称ピッコロシアター）の管理運営を行っている。

八 文化財の保護

（教育委員会社会教育文化財課所管）

指定文化財の整備保存
兵庫県には国宝、特別史跡二十五をはじめ四八二件に及ぶ国指定、五三八件の県指定の文化財に加え、約千件の市町指定文化財とバラエティに富み、いずれの時代をも代表する文化財が所在している。建造物、美術工芸品の保存修理や防災施設の設置事業は緊急度を勘案しながら計画的に実施してきているが建築物は建て替え修理の時期にいる物件も多く要望に対応しきれないのが実情である。

史跡地についても、現状変更の規制等による買上げ希望が増加しており、その環境整備も対象が広域であること、対象箇所が多いことなど障害も多いがされている。

そのため、近畿自動車道舞鶴線、本州四国架橋に

係る淡路縦貫自動車道等の道路建設、ダム建設、農業基盤整備事業など開発事業に関連した緊急発掘調査が激増しており、その対応に追われている。事業計画段階での協議、事前の分布調査の実施等、埋蔵文化財の保護と開発との調整に努めているが、開発と調査のテンポがなかなか合わず、整理作業がはかどらない等の問題を抱えており、体制の整備が重要な課題となっている。

(二) 埋蔵文化財の調査
県下には約二万ヶ所の遺跡の所在が知られているが、現実はその倍以上所在するのではないかといわれている。

そのため、近畿自動車道舞鶴線、本州四国架橋に

係る淡路縦貫自動車道等の道路建設、ダム建設、農業基盤整備事業など開発事業に関連した緊急発掘調査が激増しており、その対応に追われている。事業計画段階での協議、事前の分布調査の実施等、埋蔵文化財の保護と開発との調整に努めているが、開発と調査のテンポがなかなか合わず、整理作業がはかどらない等の問題を抱えており、体制の整備が重要な課題となっている。

(三) 文化財ガイドブックの発刊
県下に多くの文化財がありながら線的に紹介された資料の少ないことから県では「ひょうごのふるさと散歩一六巻」（昭和五十三年）を手はじめに「ひょうご歴史のみち（昭和五十七年）」を刊行しテーマを立てて県下の文化財をさぐり、歴史をたどるコースを選定しがガイドブックを発刊している。

九 結びにかえて

以上、本県における文化行政について文化課が管する事業を中心に紹介してきたが文化の振興は息の長い仕事である。二十一世紀まで後十六年、本県における文化の長い歴史の伝統の流れの中に現代を注入し、明日の地域文化を息づかせるために性急に結果を求めることがなく、地味に着実に一步一步を進めたいと考えている。

奈良県の文化財行政

杉田善胤
(奈良県教育委員会文化財保存課長)

「倭は國のまほろば 山こもれる 倭し 美し」

と歌われているように、縁に囲まれた大和の国は、数千年の歴史に彩られ大陸の文化をとり入れて我が

國にふさわしい文化を築きあがけてきたところである。したがつて、今なお、すぐれた数多くの文化財が保存され、そこそこにいゝ知れぬ歴史の匂いをただよわせている。

ちなみに現在國の指定を受けている文化財の数は第一表のとおりであるが、全國の國宝の約一十%、

その他の重要文化財にしても約十%が県下にあり、これに県指定のものや未指定のもの、さらには埋蔵

文化財をも加えるとその数は膨大なものになる。しかも単に量的に多いばかりではなく、質的にも又きわめて貴重なものが多く、伝世最古の法隆寺金堂をはじめとする飛鳥・白鳳・天平の建造物や、東大寺の大仏、唐招提寺の鑑真和尚像といった仏像、あるいは、平城、藤原の宮跡等枚挙にいとまがない。それだけに文化財保護行政にたずさわる私たちの責務は重大である。

以下、本県における最近の文化財行政のうち、その主なものについて紹介することとする。

一 建造物の修理

総額約三十八億円を投じての東大寺金堂(大仏殿)の昭和大修理はいまたなわである。

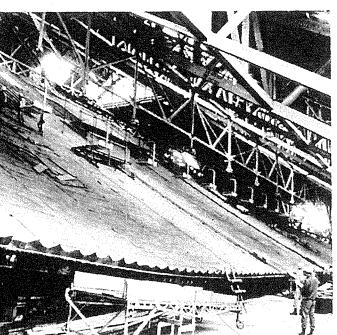
工事がこのまま順調に進めば、本年度中には屋根葺を終り後は防災工事や素屋根の解体あるいは回廊

の復元といった工事を残すだけとなる。現在実施中の修理工事は、このほか法隆寺律学院、今井町所在の民家など解体五件、屋根葺替四件を実施するほか、

県指定の建造物五件を予定している。

本県ではこのような建造物修理事業を円滑に実施するため、昭和三十六年および昭和三十八年に技術並びに技能員を定数化して文化財保存事務所を設置し、県内の建造物のすべての修理を受託してきた。

しかしながら、その人件費についてはすべて受託事業費のなかに組み込むこととしているので、昨今のようになにかが長びくながら事業費のなかに占める人件費の割合が大きくなると事業の遂行にも支障を



建造物の修理（東大寺大仏殿昭和大修理）

二 史跡の保存整備

昭和五十年度から本県では橿原市と共に約十二億円の予算を投じて我が國でも最大級の群集墳といわれる新沢千塚古墳の買収をすすめている。

この古墳は、その規模約十二万五千平方メートルにもおよび、さきに昭和三十八年より四十一年にかけて県教育委員会が発掘調査をした結果、五世紀中葉から六世紀にかけて形成された群集墳としてはき

(一) 史跡の公有化

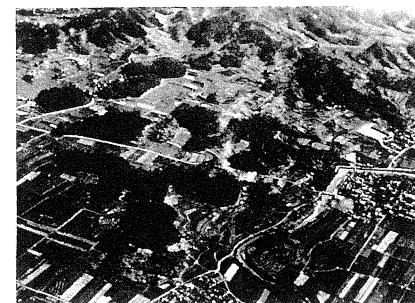
昭和五十年度から本県では橿原市と共に約十二億円の予算を投じて我が國でも最大級の群集墳といわれる新沢千塚古墳の買収をすすめている。

この古墳は、その規模約十二万五千平方メートルにもおよび、さきに昭和三十八年より四十一年にかけて県教育委員会が発掘調査をした結果、五世紀中葉から六世紀にかけて形成された群集墳としてはき

(二) 史跡の公有化

昭和五十年度から本県では橿原市と共に約十二億円の予算を投じて我が國でも最大級の群集墳といわれる新沢千塚古墳の買収をすすめている。

この古墳は、その規模約十二万五千平方メートルにもおよび、さきに昭和三十八年より四十一年にかけて県教育委員会が発掘調査をした結果、五世紀中葉から六世紀にかけて形成された群集墳としてはき



史跡の公有化（新沢千塚古墳群）

三 埋蔵文化財の保護

文化財の仕事に埋蔵文化財の仕事さえなければ、いつのまにか心を離れていた。私は、その公有化とともに記念物保護事業の重点施策として力を注いでいるところである。

史跡の環境整備についても、日々開発との調整に頭を悩ませている私どものいつわらざる心境である。

県下における遺跡の数は現在確認されているだけでも七千六百箇所、これに未確認のものを加えると一万箇所をくだらないだろうと推定される。

埋蔵文化財の担当者が神妙な顔つきで私の前にあらわれると必ずといっていい程厄介な問題を提起する。昨年の例であるが河合町にあるナガレ山という

全長八十五メートルほどの前方後円墳を業者が壁土として取り崩しにかかり、その保護のために初めは業者の説得に、次には代替地のあつせんに、最後に交

は買収のために私自身二十数回も現地に出張し、交

第1表 国指定文化財件数

(昭和52年7月現在)

() 内は国所管奈良博所在のもの外数

国 宝										計
区分	種別	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史資料	小計	建造物	計
									件数	
奈良県		8 (1)	68 (1)	36 (3)	12 (3)	.8	0	132 (8)	61	68 (8)
全 国		150	115	249	269	35	0	818	207	249 1,025

重 要 文 化 財										計
区分	種別	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史資料	小計	建造物	計
									件数	
奈良県		69 (2)	398 (4)	168 (4)	187 (3)	21 (2)	1	844 (25)	187 (2)	269 (3) 1,031
全 国		1,560	2,299	1,926	1,950	312	2	8,049	1,666	2,905 9,715

(注) 国宝及び特別史跡名勝天然記念物の数は重要文化財及び史跡名勝天然記念物の数に含まれない。

わめて古い時代のものであることが判明したものである。それが心ない一業者の手で開発されようとしたことが緒となつて、保存のために史跡に指定し公有化することとしたものである。

これまで本県では史跡保存と緑地保全の見地から毎年古墳等の買収を手がけてはきたが、このような大規模な古墳の公有化は今回が初めてである。この新沢千塚古墳の買収については、国の補助もさることながら、地元橿原市の協力と東京在住の由良哲次先生のご援助があつたなればこそ可能となつたわけで心から御礼申し上げたい。

(二) 環境整備

史跡の環境整備についても、日々開発との調整に頭を悩ませている私どものいつわらざる心境である。

史跡の環境整備についても、日々開発との調整に頭を悩ませている私どものいつわらざる心境である。

本年度は、明日香村にある特別史跡石舞台古墳の環境整備を行はるが、桜井市の茶臼山古墳、奈良市の歌

姫瓦窯跡等の環境整備を行うこととしている。

三 埋蔵文化財の保護

文化財の仕事に埋蔵文化財の仕事さえなければ、いつのまにか心を離れていた。私は、その公有化とともに記念物保護事業の重点施策として力を注いでいるところである。

史跡の環境整備についても、日々開発との調整に頭を悩ませている私どものいつわらざる心境である。

本年度は、明日香村にある特別史跡石舞台古墳の環

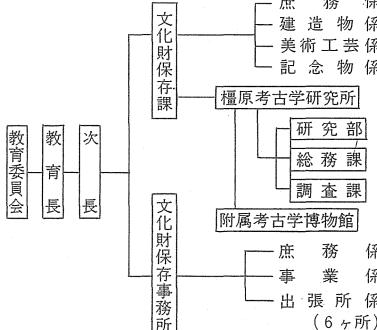
境整備を行はるが、桜井市の茶臼山古墳、奈良市の歌

第2表 墓指定文化財件数

有形文化財							史 跡	名 勝	天然記念物	有形民 俗財	無形民 俗財	無形文化 財	計	
建造物	絵 画	彫 刻	工 芸	書 跡	考 古	歴史資料								
5 7	1 0	5 3	1 8	1 4	4	0	1 5 6	2 5	4	4 1	4	6	1	2 3 7

埋蔵文化財の保護には法的にも又、公有化等の措置によるものもなお問題があるが、間題がこじれる理由の一つに包蔵地のP・R不足がある。そこで、本県では昭和四十五年から四十八年にわたって遺跡地の調査を行い、その結果を遺跡地図にして刊行したが、昭和五十一年度においてはさらに市町村ごとに遺跡地図を作成し、又は別に遺跡詳細分布調査を行うなどして県民への周知につとめるとともに、

四 文化財保護条例の制定



- 条例によつて指定された県指定文化財の数は、第一表とのおりであるが、この条例の制定を機会に、これまでややもすると有形文化財や記念物の陰にかくれて、指定の遅れている無形文化財や民俗文化財の指定の促進を、また新たに設けられた選定保存技術の選定を急ぎたいと考えている。

以上、最近の文化財行政の一部を紹介したが、このほかに主な施策としては、

(一) 文化財の保存修理等に対する助成

(二) 飛鳥京跡等の発掘調査

(三) 新考古博物館の建設

などがある。

最後に本県の文化財行政の体制を図示すれば上図のとおりである。そのなかで私たちは幾多の業績を持つ県立橿原考古学研究所の存在を誇りしている。

ロマンの里、和歌山県の文化行政

井上至



まことにロマンに満ちた里である。

文化行政の機構

近畿各府県の流れは、おおむね文化振興面は知事部局にゆだね、文化財保護行政面のみを教育委員会が担当しているようであるが、本県においては、その両者を文化財課において担当している。もつとも、知事公室の中の広報課に文化振興班があり、県民文化祭の企画など、相当活躍してもらっている。

神話と伝説の紀州

紀（木）の國の歴史は、遠く神話時代にさかのばる。「紀（木）の國」の名の起源は、スサノオノ神話にある。スサノオノミコトがもたらされ、今なお古おのを知らぬ美林が保たれている紀伊山脈の峰みねの、杉・ひのきをはじめとするすばらしい眺望から出たものであると言われている。四、七二二平方キロメートルの県土のうち七五パーセントを超える林野を持つ現状も、この名にふさわしいものと言えよう。

紀の國にまつわる神話と伝説は極めて多いが、そのうち主なものを簡単に取り上げてみよう。

時代順（？）に挙げれば、まずイザナミ伝説である。日本創造の二神のうちの一柱イザナミノミコトが、最後に赴かれたヨミの國は、紀州の熊野であるという一説がある。

丹生氏起源説に関連し、後に高野山創建の伝説にも現れるニウツヒメノミコト（別名ワカヒルメノミコトすなわちアマテラスオミカミの御妹神）に当たると言われる。（が、古代祭祀、産業に重要な位置を占める水銀丹の製造に当たり、大和朝廷に大きな影響を持つていたといふ研究が最近公刊されている。神武東征で忘れるこのできないのは、皇兒ヒコイツセノミコトが、直接奈良を目指したが、生駒に

（和歌山県教育委員会文化財保護課長）

おいてナガスネヒコの軍にさえぎられ、ミコト御自

身傷を負われ、大阪湾を下つて和歌山市の雄水門に上陸されたが、名草山（西麓に紀三井寺がある。）

の北東麓の地で亡くなれ、その御陵が現存する。

その後東征軍は熊野へ回航、タカクラシノミコトや八咫烏・金鶴の助けを得て大和へ到達されたことになつていて。

朝鮮半島出兵で知られる神功皇后の船出の地と称される徳勤津の宮跡は県庁所在地の和歌山市にあり、参謀として絶大な信頼をかち得て、一説には三〇〇歳の長寿を保ったとされる武内宿弥は、同じ和歌山

市の安原の出身と言われる。

衣川に義経とともに果てた武藏坊弁慶は、熊野別当埴の子として、紀州田辺關鶴神社で生まれたと

言われ、同じく衣川で死んだ鈴木三郎重家（ニギハヤヒノミコトの末で、全国最多の二〇〇万を数える

という鈴木姓の総本家）は、海南市藤白の出である。

「伊勢へ七度熊野へ三度」の言葉で名高い熊野三山は、後河上皇（のち法皇）の三三回を筆頭に一〇〇回を超える熊野御幸とともに、貴顯衆庶の尊崇を集め、清姫伝説や有間皇子の悲歌を含めた万葉の歌人の往来も枚挙にいとまがない。

泰の始皇帝の命を受け、トキジクノカグノコノミコトを訪ねて東海の小島蓬萊を目指した除福が、善意に囲まれて生を終えたという新宮の地もあり、紀州は

文化振興関係



昭和45年度第3回民俗芸能大会
奈良八幡まつり奉納「稚子踊」
(日高郡由良町)

実施してい

るほか、例

年県民文化

祭のオープ

ニング番組

として民俗

芸能大会を

開催してい

るが、これ

は昭和五一年度で一〇回を数える。参考までに、現在国・県指定の民芸能は約五〇件に上る。昭和五二年度県費助成している文化関係団体は、五〇市町村のうち二三市町村で結成された文化協会の連合体である和歌山県文化協会連合会をはじめ八団体があるが、小規模活動は公民館等の施設があるものの、大規模なもの、特に文化庁の御配慮で実施するものなどについては、会場難のため開催地が固定化し、一部に文化不毛の地の嘆きが聞かれるなど、問題点を持つている。

また、昭和六〇年度を見通す県の長期計画の策定に当たって、大幅な機構改革、すなわち、文化局を設置し、設施・担当者の充実と文化行政の一層の推進を図るべく、大胆な提案も出されたが、財政面などで困難な点が多く、早期に実現するめどは立たないが、県民の要望の線にそつて、一步一步前進の努力を重ねねたい。

建造物の解体修理

建造物の解体修理などは、本県独自に二現場を持ち、一昨年頃からはコンスタントに一億を上回る事業を行っている。県職員三名のほか、和歌山県文化財研究会に技術者三名、技術員（いわゆる宮大工さん）三名の陣容を確保し、施工の杜寺等から委託を受けて、研究会で施工する形をとっている。県職員を現場主任の形で配置し、人件費の面で相当の軽減を図るほか、防災施設工事も一貫して行うなど、また国庫補助金以外に若干の県費補助もあり、各種の事務手続きも事実上代行することもあって、非常に円滑な施工体制は関係者に極めて好評である。

さらに、つなぎ融資として、財團法人和歌山県文化財保護協会の基金から、二パーセントの手数料以外無利子の貸し出しを行っており、これも関係者に喜ばれているが、資金量が限られているので、現在の二、二〇〇万余円を少なくとも一億円程度にまで

た整備事業実施予定の五町は、御多分に洩れずほとんどが過疎町村であり、中には財政再建団体指定中のものもあり、何と言つてもこの不況下でまず問題になるのは財源調達の方法である。仮に、国二分の一・県三分の一の補助を考えても、残りの六分の一の負担に対しても相当の決意をもつところがある。また、「観光公害ばかりが増え、メリットがない」とする地方政府会筋の意見にも明確な答弁を用意する必要がある。

ほかにも、史跡公園化するため買収を要するものが国分寺跡ほか数件あり、これらを含めて、息の長い

い計画のもとに、祖先から伝えられた貴重な遺産を
県民・国民みんなのものとする整備事業を着実に進
めていかなければならぬ。

民俗文化財など、なお記述しておかねばならない
部面も多いが、紙数の関係があるので、ここで一挙
に最後の埋蔵文化財の問題に移りたい。

不況とは言ひながら、ここ数年、少なくとも本県
においては、開発先乗りの緊急発掘調査が累増して

いる。五二年度にはこれから事業費にして一億五、〇〇〇万円を上回り、やむを得ず前述の文化財研究会に依頼して技術員六名の増員を願い、研究会委託事業として処理してきたが、二件一、〇〇〇万円の学術調査以外はすべて開発先通りで、また人員の関係で、そのほとんどが发掘調査終了直後に、報告書原稿作成の暇もなく次の現場に突入しなければならないような状況で、まことに記録保存の名にも値しないような現況である。五三年度の政府予算は公共事業に超重点が指向されており、特に住宅・道路等の事業量が増加するようになり、さらには緊急調査の要求が大幅に増えるものと考えられる。技術者・調査期間の不足は全国共通の悩みであるが、本県においてもこの点は全く同様であり、特に技術者の面については、昨年一二月和歌山市で一名採用されたのみで、他の市町村には全然おらず、何

もかもが県の肩にかかるつてゐる状態で、その配置のやりくりに常に頭を痛めている。また、前述の研究会の技術員にしても、いつまでもこの身分のまま放置するわけにはいかず、一方、県・市町村の定員増設も極めて困難な時世であり、これも困った問題となる。建設物修理の技術者協会のよつた組織が、この埋蔵文化財関係にもできないものかと考える今日この頃である。

さて、繰り戻はこの辺にして、近い将来本格的に取り組みたいものに根来寺がある。秀吉という人は当たるを幸い火攻め水攻めを行い、紀州にとつては全くかんばしくない人であつた。その中でも、寺領七二万石（御三家の紀州徳川家で五五万石余）、堂塔二、七〇〇と言われ、大勢力を誇つた根来寺は、現存する指定建造物わずかに二件という状態となつてゐる。しかし、推定寺域三〇〇万平方メートルに及ぶ範囲には、最近約一年の調査でも数々の遺構・遺物が出土しており、地元のひいき目ではないが、越後の一乗谷朝倉城に勝るとも劣らぬ一大城郭地帯が埋もれいるものと考えられる。中世史を飾るこの根来寺（正式には一乗山大伝法院）遺跡の発掘調査は、その規模からして極めて広大であり、一期一朝一夕には解明できまいが、できれば昭和五三年度まで本計畫を策定し、それこそ息の長い取り組みを始めたいと考えている。ちなみに、本県の現有勢力による発掘調査能力は、最大限で一万五、〇〇〇平方メートル程度であり、単純に積算すれば少なくとも二〇〇年、金額にして三〇〇億円を要することになる。本県の文化行政を御説明申し上げるといつよりか、思つてくままの随想に近いものとなり、また各種資料も十分そしやくしないまま、一氣か成に書き上げたため、文中誤りも多いと思うが、読者の御寛容をお願いして筆を置くことにしたい。



「紀伊風土記の丘」資料館正面(和歌山市岩橋)

歌山県文化構成する団体(現在二円)将来篤志家出資は五、二〇〇〇年六月三十日現在のところ、近く考へてゐるところによれば、その保護対策が極めて遅れている。極端な表現をとれば、指定しつばなしという感もあるのである。最近問題になつてゐる松食虫対策として五二年度に少額ながら計算された予算額を足がかりとして、今後の一歩一歩の発展を期したい。

の丘が、その後の買収も含めて現在約五九万平方メートル（約一七万坪）の敷地を持ち、古墳の公開・百樹の森・萬葉植物園・遊歩道などの設備のほか、国指定建造物二軒・県指定建造物二軒の復元展示を行っている。また、地元出身実業家松下幸之助氏の寄贈による資料館では、常設展「原始・古代の紀伊國」のほか、年一回（例年一〇月初旬から一月末）旬の特別展では、「紀伊國」・「縄文時代の生活と文化」に始まり、「弥生・古墳・奈良」と統いたシリーズが、昭和五三年度は平安時代を取り上げることになつてゐる。これらの施設と展示は好評を博しており、また資料館以外は無料公開していることもあって、県内はもとより県外からの見学者も多く、特に四・五・一〇月は相当なにぎわいを見せてゐる。資料館の入場者は開館以來六年弱で三三万を超えて、入園者は恐らく一五〇万に達するものと考えられる。

つぎに、五二年七月に国指定を受けた「高野山町石道」は、延長二〇キロメートルのうち三分の二は現在でも遊歩道として十分利用できるが、計画的に今後五年間をめどに全路線を整備したい考えである。しかし、延長二〇キロメートルは三町にまたがり、経費面でなお検討が必要である。

延長という面では、昭和五二年度より調査に着手した「那智の道」・「熊野参詣道」は、さらに大きな問題をはらんでいる。大阪方面発の道には、奈良・雄山峠からいる本県郡部分だけでも二〇キロメートルを上り回り、紀伊宮だからは中辺路・大辺路の二線にわかれ、なお、いわゆる御幸道の時代から近世までの間、時代によつて路線はかなり移動しているようだ。この調査には相当の日時を要する。また、この長距離の路線のため、関係する市町村は五〇市町村のうち二六と、実に半数以上を数え、観光立県をめざす本県としては、全县的な規模で取り組む必要がある。

また、五三年度概算要求の際にリストアップされ

の丘が、その後の買収も含めて現在約五九万平方メートル（約一七万坪）の敷地を持ち、古墳の公開・百樹の森・萬葉植物園・遊歩道などの設備のほか、国指定建造物二軒・県指定建造物二軒の復元展示を行っている。また、地元出身実業家松下幸之助の寄贈による資料館では、常設展「原始・古代の紀伊国」のほか、年一回（例年一〇月初旬から一月中旬）の特別展では、「紀伊國——縄文時代の生活と文化」に始まり、歴史・考古・奈良と続いたシリーズが、昭和六年は平安時代を引き上げることになつている。これらの施設と展示は好評を博しており、また資料館以外は無料公開しているものもあって、県内はもとより県外からの見学者も多く、特に四・五一〇月は相当なにぎわいを見せている。資料館の入場者は開館以来六年弱で三三三万を超え、入園者は恐らく一五〇万に達するものと考えられる。

つぎに、五二年七月に国指定を受けた「高野山町石道」は、延長二〇キロメートルのうち三分の一は現在でも遊歩道として十分利用できるが、計画的に今後五年間をめどに全路線を整備したいと考えである。しかし、延長二〇キロメートルは三町にまたがり、経費面でなお検討が必要である。

延長という面では、昭和五二年度より調査に着手したものの道、「熊野參詣道」は、さらに大きな問題をはらんでいる。紀伊山満に発したこの道は、雄山峠からはいる本県部分だけでも二〇〇キロメートルを上回り、紀伊伊辺からは中辺路・大辺路の二線にわかれ、なお、いわゆる御幸道の時代から近世までの間、時代によって路線はかなり移動しているようで、この調査には相当の日時を要する。また、この長距離の路線のため、関係する市町村は五〇市町村のうち二六と、実に半数以上を数え、観光立県をめざす本県としては、全县的な規模で取り組む必要がある。

また、五三年度概算要求の際にリストアップされ